

資 料 編

1 . 長崎県の生物多様性の概要と特徴	資-1
2 . 策定の経緯	資-14
3 . パブリックコメントの結果と反映状況	資-16
4 . 県民との意見交換会の概要	資-22
5 . 県民意識アンケートの概要と結果	資-33
6 . 生物多様性フォーラムの概要	資-44
7 . ながさき いきもの自然百景	資-47
8 . 長崎県における生物多様性保全施策の経緯	資-49
9 . 用語解説	資-60

1. 長崎県の生物多様性の概要と特徴

日本の西端に位置する長崎県は、無人島まで含めると、東西213 km、南北307 kmにもわたる広がりがあり、大小約600の島々(1,000 m²以上)から構成されています。陸域面積は約4,100 km²(全国面積の1.1%)と比較的小さな県でありながら、海域を含む県域としては九州本土に匹敵する広がりを持っています。

陸域は、平地に乏しく、急峻で起伏に富んだ山地が大半を占め、そのまま海岸に迫ることにより複雑に入り込んだ溺れ谷景観(リアス式海岸景観)が各地に形成されています。一方、このような狭小な陸域にもかかわらず、雲仙山系や多良山系のように標高1,000 mを超える火山性の山群が聳^{そび}えています。さらにデイサイト、安山岩、玄武岩などの火成岩とともに、頁岩、砂岩などの堆積岩、熱変成、圧力変成を受けた変成岩、蛇紋岩や石灰質砂岩など独特の性質(アルカリ性)を有する地質もあります。これらは約5億年の歴史を経て形成されてきた地質構造によるものとされています。

また、長崎県の対馬から対岸の韓国・釜山までは約50 kmと非常に近い距離にあることに加え、かつて、日本とアジア大陸は気候の変動によって接続と分断を繰り返してきたこともあり、長崎県はアジア大陸との接点に位置するという地理的、地史的な特徴を持っています。

一方、海岸は、五島や対馬などの浸食作用の激しい外洋性の海岸や、大村湾や有明海のような国内でも有数の閉鎖性内湾を擁するなど非常に変化に富んでいるほか、島々が多く、また各所にリアス式海岸が見られることから、海岸線の延長は約4,300 kmにも及び、全国2位の長さとなっています。

また、本県の西岸に沿って黒潮から分かれた対馬暖流が南から北へ流れているため、緯度の割には隣接県と比べ温暖な気候となっています。

このような長崎県の自然環境の特性は様々な形で本県の生物相に影響を与えています。分布限界にあたる南方系や北方系の動植物、石灰岩地帯や干潟等特殊な条件に適応する動植物、大陸に起源のある動植物、国境を越えて移動する動物、さらには長崎県でのみ確認されている固有の動植物など、特異な動植物が数多く生息・生育していることは本県の生物多様性が豊かであることの一つの証と言えます。

【植物相】

長崎県の植物相は、対馬暖流の影響を受けて南方系植物の北上が見られること、日本列島の夏緑(落葉広葉)樹林域の西限に当たること、及びアジア大陸に近接し、特に対馬においては大陸系植物の生育が多く見られることなどが特徴です。

長崎県の場合、およそ標高1,000 mを境に、これより高い地域にはブナやコハウチワカエデなどに代表される温帯性の夏緑(落葉広葉)樹林、低い地域にはシイ、カシなどの照葉樹林が本来の自然植生として分布します。

本県の地理的、地形・地質的、及び地史的要因は、本県の生物多様性を非常に変化に富み、豊かなものとする一方、植生自然度別面積比率では、古くからの人と自然との関わりを反映し、森林が64%(自然

林4.5%、二次林40.9%、植林地18.6%)、農耕地等が26%を占める中、里地里山を特徴づける二次林・二次草原が43%を占めています。

表 1 植生自然度の構成比及びその推移(全国、長崎県)

植生自然度 / 区分内容	全国の構成比(%)			長崎県の構成比(%)		
	第3回調査 (1988年度)	第4回調査 (1994年度)	第5回調査 (1998年度)	第3回調査 (1988年度)	第4回調査 (1994年度)	第5回調査 (1998年度)
10 自然草原	1.1	1.1	1.1	0.3	0.3	0.3
9 自然林	18.2	18.0	17.9	4.5	4.5	4.5
8 二次林(自然林に近いもの)	5.4	5.4	5.3	31.9	31.7	31.6
7 二次林	19.2	18.8	18.6	9.5	9.4	9.3
6 植林地	24.6	24.9	24.8	18.7	18.7	18.6
5 二次草原(背の高い草原)	1.6	1.5	1.5	1.0	1.0	1.0
4 二次草原(背の低い草原)	1.6	1.8	2.1	1.2	1.2	1.2
3 農耕地(樹園地)	1.9	1.8	1.8	6.0	5.9	5.9
2 農耕地(水田・畑)	20.9	21.0	21.1	20.4	20.5	20.5
1 市街地・造成地	4.0	4.2	4.3	6.3	6.4	6.4
自然裸地	0.4	0.4	0.4	0.1	0.3	0.6
開放水域	1.1	1.1	1.1	0.2	0.1	0.1
不明区分	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

長崎県の自然裸地の増加は、雲仙普賢岳の噴火活動の影響によるもの。

(第5回自然環境保全基礎調査「植生調査」報告書(1999年3月)より)

(長崎県に特徴的な植物の例)

- ・南方系の植物：ピロウ、ハマジンチョウ、タヌキアヤメ、ハマボウ、ハマナツメ
- ・北方系の植物：レンゲツツジ、カキツバタ、ハマニンニク、ブナ、ナナカマド
- ・がんかくち岩角地の植物：イワガサ、イブキジャコウソウ、ウンゼンマンネングサ、ナガサキマンネングサ



(ナガサキマンネングサ)



(ハマジンチョウ)

- ・ 湿原の植物：サギソウ、ミズトンボ、ミズオトギリ
- ・ 草原の植物：ノヒメユリ、オカオグルマ、オキナグサ、ダイサギソウ
- ・ 大陸系の植物：ヒゴタイ、ダンギク、ヒトツバタゴ
- ・ 長崎県固有種：ヒゼンコウガイゼキショウ、シマトウヒレン、イトラッキョウ、シジキカンアオイ、フクエジマカンアオイ、トウカンゾウ



(ミズオトギリ)



(ダイサギソウ)



(ノヒメユリ)



(オキナグサ)



(ヒゼンコウガイゼキショウ)

【動物相】

長崎県の自然環境の特性とそれに育まれた植物相を背景に、鳥類をはじめとした動物相も多種にわたっています。

本県では、多くの種類の生きものが、県境を超え、国境を超え、空から、海から長い旅を経て姿を見せてくれます。秋になると北方からカモ類をはじめとする冬鳥が、また春、初夏には南方からツバメ、ホトトギスなどの夏鳥がやってきます。特に、春と秋には、鹿児島県出水地方とシベリア地方を行き来するたくさんのマナヅルやナベヅルが、



(ツルの渡り)

本県の上空を通過したり、県内で羽を休めたりしています。さらにハチクマ、アカハラダカなどのタカ類にとっても、渡りの重要な経路に位置しています。このほか、ヤマショウビンやオウチュウ、コウライウグイス、ヤツガシラなどのように、我が国では珍鳥とされる旅鳥も渡りの経路として本県を利用していま

す。

また、南方から海流に乗ってやってきたアカウミガメが産卵のために上陸する海岸もあります。さらに、トンボやチョウといった昆虫類も季節風に乗って、南方や大陸からやってきます。

アジア大陸に近い対馬にはツシマヤマネコやツシマテン、九州本土から遠い男女群島にはダンジョヒバカリというヘビが生息するなど、隔離された環境下で独自の進化を遂げた動物も少なくありません。一方、海域環境は変化に富んでおり、ブリやサバ、イワシなど回遊性の種とともに、ボラ、ハゼ類やカキなど汽水性の種も豊富です。これは外洋の環境ばかりでなく浅海域の環境についても、大村湾や有明海などの内湾や小入江、また海蝕崖の発達する海岸や転石海岸、砂浜や干潟の海浜など非常に変化に富んでいるためです。

しかし、陸水生物に関しては、起伏が激しく大きな平野の発達が少ないという長崎県の地形的特性により、河川は規模が小さく、急勾配であることから、大雨や濁水などの自然災害の影響を受けやすいため、純淡水性の生物種は他県に比べると多くはありません。

(長崎県に特徴的な動物の例)

- ・南方系の動物：アカウミガメ（爬虫類）、各種サンゴ類
- ・北方系の動物：ヤマネ（哺乳類）、カワラハンミョウ（昆虫類）
- ・内湾、干潟の動物：スナメリ（哺乳類）、カブトガニ（剣尾類）、ハクセンシオマネキ（甲殻類）、トビハゼ（魚類）
- ・洞窟性の動物：ナナツガマミジンツボ（貝類）、ドウクツミミズハゼ（魚類）
- ・大陸系の動物：チョウセンイタチ、チョウセンコジネズミ等（以上哺乳類）、アムールカナヘビ、アカマダラ（以上爬虫類）、ツシマスベトカゲ、チョウセンヤマアカガエル（以上両生類）、アキマドボタル、チョウセンケナガニイニイ（以上昆虫類）
- ・渡り鳥：マナヅル、ナベヅル（以上冬鳥）、ヤイロチョウ、アカショウビン（以上夏鳥）
- ・長崎県固有種（亜種を含む）：ツシマヤマネコ、ツシマテン（以上哺乳類）、ツシマムシ（爬虫類）、ツシマアカガエル、ツシマサンショウウオ（以上両生類）



(ツシマヤマネコ)

長崎県は、二次的自然が多いことをはじめ、火山や海流の影響、多島海など複雑かつ繊細な海岸線などによる多様な生息・生育環境が見られ、それらを反映した種の固有性など、長崎県の生物多様性の特徴は、世界的にも重要な我が国の生物多様性の特徴の多くと合致し、「日本の生物多様性の縮図」とも言えるでしょう。

【各地域の状況】

県戦略は、長崎県全域を対象としていますが、自然環境は極めて多様に富んでいるため、図 1 のとおり県内を7つの地域に分け、それぞれの地域における生物多様性の概要と特徴を示します。

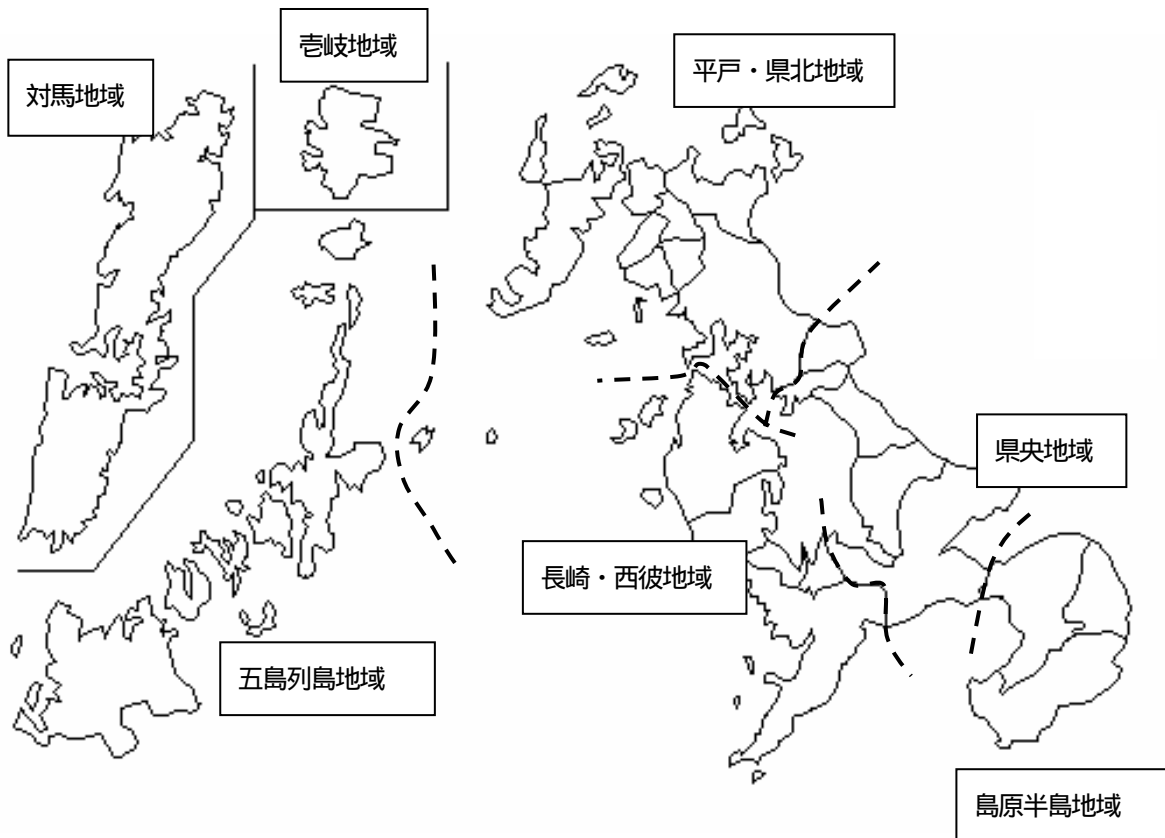


図 1 県戦略の対象地域と地域区分

(1) 島原半島地域 (島原市、雲仙市、南島原市)

島原半島は北側を諫早湾、東側を有明海、南側を橘湾により三方を海で囲まれ、半島中央部には我が国でもっとも新しい火山“平成新山”をはじめ、普賢岳、妙見岳、国見岳、九千部岳等1,000mを超える峰々が連なる雲仙火山が^{きつりつ}屹立してします。雲仙、小浜、島原の温泉群、島原の湧水群は県内では他に見られない特徴であり、雲仙の温泉地帯では、今なお高温の温泉水の湧



(ミヤマキリシマ)

出や噴気活動が盛んです。

このような火山活動によって成立した山岳景観、火山現象、それに豊かな植物相が独特の美しい自然景観を構成していることから、昭和9年に雲仙山系一帯が我が国第1号の国立公園に指定されています。また、平成21年には島原半島が世界ジオパークとして認定されています。

(植物相)

島原半島を代表する植物と言えば、雲仙に生育するツツジの仲間のミヤマキリシマがあげられます。地元では「雲仙ツツジ」とも呼ばれ、江戸時代には島原藩によって保護されていました。今日、仁田峠、池ノ原、宝原などに大きな群落が残されています。このほか、雲仙では噴気地帯のシロドウダン、山肌を白く染め上げるヤマボウシの群落も全国に誇れる地域資源です。

また、雲仙は早くから調査が進められたこともあり、ウンゼンカンアオイ、ウンゼンマンネングサ、ウンゼンザサなど、雲仙で発見され、雲仙の名を冠する植物も少なくありません。

噴気地帯に生育するツクシテンツキや、原生沼のカキツバタ等の湿原性植物、発見された島原を名に付すシマバライチゴ、冷温帯植物のブナやナナカマドなども雲仙を代表する植物です。



(ウンゼンカンアオイ)



(シロドウダン)



(ツクシテンツキ)

(動物相)

雲仙火山一帯は国立公園特別保護地区、鳥獣保護区特別保護地区等に指定されていることもあり、森林性の野鳥にとって良好な生息環境が確保されています。そのため、キビタキ、オオルリ、ホトトギス等の夏鳥、シジウカラ、ヤマガラ等の留鳥が多数生息しています。また、島原半島の哺乳類ではホンドギツネ、爬虫類では産卵のため口之津町の海岸に上陸するアカウミガメが知られています。このほか、昆虫類でセミの仲間のアカエゾゼミは九州では雲仙と大分県の久住にのみ生息しています。

(2) 県央地域(大村市、諫早市、東彼杵郡(東彼杵町・川棚町・波佐見町))

我が国を代表する内湾、大村湾と有明海とに挟まれた経ヶ岳、多良岳、五家原岳等1,000m級の山々

が連なる多良山系と、その山裾に広がる長崎県最大の平野である諫早平野や諫早湾、大村湾などで構成される地域です。多良山系一帯は昭和26年に本県最初の県立自然公園に指定されており、多良山系の山々とともに、千綿渓谷や轟渓谷もこの地域を特徴づける自然景観といえます。

(植物相)

佐賀県との県境に聳^{そび}える多良山系は、長崎県でも最も植物相が豊かな地域の一つです。早くから牧野富太郎をはじめとする多くの植物研究者によって調査が進められました。オオキツネノカミソリ、カンザシギボウシなどはこの多良岳で初めて発見されたもので、カツラ、ヤマシャクヤク、マンサク、センダイソウなどは本県では多良山系のみで生育します。また、多良山系のブナ林は我が国最西端に位置します。多良山系には一年を通して登山客が訪れていますが、春のマンサク、初夏のツクシシャクナゲ、夏のオオキツネノカミソリは、「多良の三名花」と呼ばれ、県内外から植物愛好家が観察に訪れ、開花の時期は特に賑わいを見せます。



(オオキツネノカミソリ)

多良山麓には今も野焼きによって維持されている草原もあり、リンドウ、オミナエシ、ノヒメユリなどの草原性の植物を観察することができます。このほか、大村湾沿岸には日本のハイビスカスと呼ばれ、夏、黄色の美しい花を咲かせるハマボウが多く生育します。



(マンサク)



(オミナエシ)

(動物相)

哺乳類では、多良山系に国の天然記念物に指定されているヤマネ、大村湾には世界で最も小さなクジラの仲間で、生息数の減少が心配されているスナメリの生息が知られています。鳥類では、かつて諫早湾の湾奥部の干潟に生息していたムツゴロウやハクセンシオマネキなどを餌とするシギ、チドリ等の渡り鳥が飛来していました。干拓工事によりその湾奥部の干潟の大半が失われましたが、その跡には調整池とそれ

を取り囲むヨシ原が出現し、スズガモをはじめとするカモ類、タカの仲間のハヤブサやチュウヒ、それにマナヅル、ナベヅルなどのツル類が飛来しています。魚類では諫早湾に注ぐ河川にはカジカの仲間のヤマノカミが、多良山系を源とする郡川や本明川などにはナマズの仲間のアリアケギバチが生息します。このほか大村湾には生きた化石と呼ばれるカプトガニも生息しています。

(3) 長崎・西彼地域(長崎市、西海市、西彼杵郡(長与町、時津町))

長崎半島(野母半島)と西彼杵半島及びその周辺の島々より構成される地域です。長崎半島は五島灘と橋湾に、西彼杵半島は五島灘と大村湾に面します。

ここには砂浜海岸や急峻な海蝕崖などの変化に富んだ海岸線が見られます。陸域では標高300~500mの丘陵が連なり、各所に結晶片岩や蛇紋岩あるいは安山岩や石灰質砂岩など、異なる地質が露出しています。西彼杵半島の中央部は雲や霧が発生しやすいこともあって、久良木湿原など各所に規模は小さいものの湿原が形成されています。また、西彼杵半島の西海岸には隠れキリシタンの信仰をつなぐ教会群が見られます。一帯は起伏が多く、海岸線も複雑で、当時の生活の困難さを思い起こさせるとともに、青く深い角力灘の海に浮かぶ島々と周囲の山並みと一体となって美しい景観を形成しています。



(サギソウ)

このような特異な景観を持つ海岸や良好な自然が残る丘陵地は、県立自然公園に指定されています。

(植物相)

本地域は非常に変化に富んだ特殊な環境を有し、それぞれの環境に適応した珍しい植物の生育が確認されています。例えば、西彼杵半島中央部の湿原には世界で唯一の産地となるイグサの仲間のヒゼンコウガイゼキショウ、美しい花を咲かせるサギソウなどの湿原性の植物が、また、西海市西部の石灰質砂岩上には我が国で唯一の産地となるナナツガマンネングサが生育します。このほか、野母崎海岸のハマビシは長崎県内では唯一生育が確認されているものであり、長崎市内の森林で見られるナガサキギボウシは本県の固有種です。



(ハマビシ)



(ナナツガマンネングサ)



(ナガサキギボウシ)

(動物相)

大型哺乳類では長崎市八郎岳周辺にはキュウシュウジカが、西彼杵半島を中心にイノシシが古くから生息します。また、西海市の海岸はアカウミガメの産卵やカブトガニの繁殖でも知られています。このほか、西彼杵半島中央部の湿原には我が国最小のトンボであるハッチョウトンボ、西彼杵半島の干潟にはハクセンシオマネキ、西海市七ツ釜にある七釜鍾乳洞にはここで初めて発見され命名されたナナツガミジンツボやナナツガマホラアナミジンナといった洞窟性の巻貝なども生息しています。



(ハッチョウトンボ)

(4) 平戸・県北地域(佐世保市(宇久町を除く)、平戸市、松浦市、佐々町)

県本土の北部地域と平戸島・生月島、福島・鷹島などの島嶼部^{とうしょ}で構成される地域です。平戸島を中心に火山岩類の露岩が多く見られるとともに、第三紀層も広く分布しています。また、九十九島やイロ八島など、海面の上昇や地盤の沈降などによって生じた美しい多島海景観もこの地域の特徴です。そのため、これらが織りなす景観は西海国立公園、玄海国立公園などに指定されています。



(イトラッキョウ)

(植物相)

この地域の植物には特筆すべきものが少なくありません。平戸のイトラッキョウ、シジキカンアオイ、シマシャジン、それに九十九島のトコイ島に生育するトビカズラなど、世界で唯一の生育、又は国内でも極めて限定的に生育している植物が確認されています。また、シーボルトによって欧州に紹介され、カサブランカの母種の一つとなったカノコユリは、夏になると、今も九十九島の島々を彩ります。



(カノコユリ)

(動物相)

平戸の阿値賀島で繁殖するオオミズナギドリやカラスバト、本地域の上空を渡るツルやアカハラダカなどの渡り鳥、絶滅した可能性もある平戸のシカ、さらに、平戸や生月の草原に生息するタイワンツバメシジミなどの草原性のチョウは、本地域を代表する生きものです。



(カブトガニ)

水生生物では、九十九島海域には生きた化石と呼ばれるカブトガニ、大きなハサミを振ってメスにアピールするハクセンシオマネキなどが干潟で確認されています。また、川を遡る習性を利用した春のシロウオ漁、秋になると、沿岸に寄ってくるトビウオ（アゴ）を網で捕らえるアゴ漁はそれぞれの季節の風物詩となっています。

(5) 五島列島地域（佐世保市（宇久町）、五島市、新上五島町、小値賀町^{おぢか}）

北は佐世保市の宇久島、南は五島市の男女群島まで、東シナ海に浮かぶ島々から成る地域です。

男女群島や福江島の大瀬崎などには荒々しい海蝕

崖が発達し、福江島や中^{なか}通^{どおり}島、小値賀島、宇久島などには様々な火山地形が見られるほか、長崎県を代表する美しい砂浜などの自然海岸が広がっています。これらの地域の多くは西海国立公園や県の自然環境保全地域などに指定されています。



（大瀬崎）

また、これらの自然景観にとけ込むように、木造や石造、煉瓦造などの教会が入江ごとに建てられ、美しい文化的な景観が見られることも特徴です。

（植物相）

植物では、対馬暖流の影響を受け、ヘゴ、ピロウ、ハマジンチョウ、ハマトラノオなど南方系の植物が生育します。福江島のみで生育し、その名を冠するフクエジマカンアオイはこの地域の固有種です。また、男女群島だけに生育するトウカンゾウは、今日、世界各地で園芸種として栽培されているヘメロカリスの母種の一つとされています。

また、大きな河川がないため、各地に灌漑用の溜



（キュウシュウジカ）

池が造られ、そこにはスイレンと同じ浮葉植物であるオグラコウホネや五島列島が北限となるタヌ

キアヤマなどの希少植物が生育しており、独特の水生生物が見られます。

（動物相）

この地域を代表する哺乳類として、キュウシュウジカが福江島西部、若松島、日島及び野崎島に多く生息します。このほか、以前は中通島の有川地区にしか生息していなかったイノシシが、近年、中通島全域、

さらには若松島へと生息域を広げています。

鳥類では、ハチクマなどの渡り鳥が移動するメインルートとなっているほか、カラスバトやオオミズナギドリ、ウチヤマセンニュウ、ウミウなどが繁殖しています。特に男女群島は多くの渡り鳥の中継地として、オオミズナギドリやウミネコの繁殖地として重要な島であることから、全島が国指定鳥獣保護区となっています。また、小値賀町はウミウの繁殖地の南限に当たります。このほか、



(ウミウの営巣地)

五島列島の海岸部にはツバキやハマジンチョウの群落が発達し、餌の少ない冬場にはメジロが群れをなして蜜を吸いに集まります。

なお、福江島には火山活動によって生じた溶岩洞窟が知られていますが、この特殊な環境にもドウクツミミズハゼなどの魚類やイケザキアカヒラタゴミムシなどの昆虫類が生息しています。

海域では、各所で造礁性サンゴや華やかなソフトコーラルが確認され、大型の回遊魚も見られることから、スキューバダイビングの観察ポイントとして注目されているほか、アカウミガメの回遊や産卵が見られるなど、海の生きものに関しても対馬暖流の影響が見られます。また、本地域は東に五島灘、西に東シナ海を臨み、周辺海域にはマアジ、サバ類、ブリ、マタイ、イカ類、カツオやタチウオなどが回遊するなど漁業資源に恵まれています。各所に定置網や養殖場がみられるほか「スケ漁」と呼ばれる伝統漁法が伝えられるとともに、釣りのメッカともなっています。

(6) 壱岐地域(壱岐市)

壱岐島の大部分に玄武岩溶岩台地が広がり、全体として非常になだらかな地形を有し、海拔100mを超える山地は僅かです。島の中央部を幡鉾川が流れ、下流域には島内最大の平野が発達しています。そのため、この地には古くから人が住みはじめ、弥生時代には環濠集落が発達し、今では原ノ辻遺跡として知られています。また、海岸は、北部と南部には大規模な海蝕崖が発達しますが、東部には筒城浜、大浜、錦浜などの美しい砂浜が広がっています。これらの砂浜では貝殻を起源とする貝殻砂が大半を占めています。

本地域の美しい白砂の海浜や奇岩を有する海岸景観は壱岐対馬国定公園に指定されています。



(キキョウ)

(植物相)

壱岐は、地形がなだらかなこともあって、原ノ辻遺跡などが示すように、古くから広い範囲で人の手が

加わっており、植物の種類はそれほど多くありません。しかし、沓岐北部の辰ノ島や名烏島などに分布するハイビヤクシンやキキョウ、沓岐各地の海岸で見られるハマベノギク、ダルマガク、コウボウムギなどの海浜植物の生育が知られています。

(動物相)

美しい砂浜ではアカウミガメの産卵が、西海岸の湯本湾ではククメイシなどのサンゴ群集が確認されています。また、以前はカブトガニの産卵も確認されていました。このほか、カワヒガイ、セボシタビラ(以上、1990年代以降未確認)、カゼトゲタナゴなど純淡水魚類の豊富さと、トンガリササノハガイ、ニセマツカサガイなどの淡水性二枚貝の分布も本地域の特徴です。

(7) 対馬地域(対馬市)

南北約82km、東西約18kmの細長い島である対馬は、県下では最も大きい島であり、全国的にも沖縄島・佐渡島・奄美大島に次ぐ4番目(北方領土を除く)の広さとなっています。その多くが対州層群と呼ばれる堆積岩で構成され、浸食作用により起伏が激しく平地は僅かで、^{あそつわん}浅茅湾をはじめ海岸線は複雑繊細です。本地域の荒々しい海蝕崖や溺れ谷による樹枝状の海岸線と多島海の景観、全国屈指の原生的な照葉樹林や起伏の激しい山岳景観などが沓岐対馬国定公園に指定されています。



(龍良山原始林)

対馬は、歴史的に大陸との人的・物的交流の拠点として栄え、また、豊かな漁場に囲まれて、中国地方や関西、関東方面からも魚やクジラを求めて多くの漁業者が集まり、中には新たに村を作るなどして定住した人も少なくありません。

近年、韓国からの登山客をはじめとした観光客が増加傾向にあり、また、^{あそつわん}浅茅湾の地形などを活かしたシーカヤックによるエコツーリズムも盛んになりつつあります。

(植物相)

対馬は、^{すも}洲藻白岳原始林や^{たてらやま}龍良山原始林に代表されるように奥山には自然林が残り、各所に特徴ある植物群落が形成されています。また、アジア大陸との地理的・地史的関係が深いため、チョウセンヤマツツジをはじめハクウンクスゲやヒゴタイなど、大陸系の植物が数多く生育します。さらに、対馬暖流の影響により、対馬の北部でもハマボウの群落が河口付近に生育する一方で、エゾオオバコ、ナミキソウ、スナ



(チョウセンヤマツツジ)

ビキソウ、ハマニンニクなどの北からの海流の影響と思われる北方系の植物も分布します。このほか、ツシマギボウシやシマトウヒレン等、対馬の固有種も生育します。

(動物相)

アジア大陸と地理的・地史的に近い関係にあるため、ツシマヤマネコをはじめ、チョウセンイタチ、チョウセンコジネズミなど、大陸系の動物が生息します。一方、ウサギ、キツネ、タヌキなど、九州本土には普通に見られる哺乳類が生息しません。また、大陸から、あるいは大陸へ、南北を行き来する渡り鳥の休息地ともなっており、渡りの季節ともなると、多くの旅鳥が羽を休めていきます。このほか、9～10月頃、光の乱舞を見せるアキマドボタル、全身に細毛が密生し、10月過ぎから鳴き始めるチョウセンケナガニイニイなど、非常に特異な生物相でも知られています。また、対馬暖流の影響により、「北限のサンゴ礁」と呼ばれるサンゴ群集が確認されています。



(ヒゴタイ)

2. 策定の経緯

年 月 日	内 容
平成 25 年 5 月 24 日	長崎県環境審議会への諮問
平成 25 年 7 月 18 日	長崎県環境審議会の開催 - 生物多様性保全戦略策定部会の設置
平成 25 年 9 月 5 日	第 1 回生物多様性保全戦略策定部会 - 見直し方針について、スケジュールについて
平成 25 年 11 月 12 日	第 2 回生物多様性保全戦略策定部会 - 骨子案について
平成 25 年 12 月 5 日 ～平成 26 年 2 月 17 日	意見交換会開催（県内 6 地域 130 名が参加）
平成 25 年 12 月 ～平成 26 年 1 月	県民意識アンケートの実施
平成 26 年 1 月 18 日 ～2 月 22 日	生物多様性フォーラム開催（県内 5 地域 321 名が参加）
平成 26 年 3 月 6 日	第 3 回生物多様性保全戦略策定部会 - 戦略素案について
平成 26 年 3 月 6 日	ながさき いきもの自然百景の選定
平成 26 年 6 月 11 日	第 4 回生物多様性保全戦略策定部会 - 戦略素案について
平成 26 年 7 月 7 日	長崎県議会環境生活委員会
平成 26 年 7 月 30 日 ～8 月 29 日	パブリックコメント（16 名 36 件の意見）
平成 26 年 10 月 8 日	第 5 回生物多様性保全戦略策定部会 - 戦略案について
平成 26 年 11 月 21 日	長崎県環境審議会の開催 - 答申案について
平成 26 年 11 月 25 日	長崎県環境審議会より答申
平成 26 年 12 月 9 日	長崎県議会環境生活委員会
平成 26 年 12 月 26 日	長崎県生物多様性保全戦略 2014-2020 公告

長崎県環境審議会 生物多様性保全戦略策定部会 委員名簿

(敬称省略)

	氏名	分野	職業または役職
部会長	中西 弘樹	植物	長崎大学名誉教授 長崎県亜熱帯植物園名誉園長
委員	岩岡 千香子	動物	させぼパール・シー株式会社 主任
委員	松岡 数充	海洋 プランクトン	長崎大学名誉教授
委員	矢部 恒晶	動物	独立行政法人 森林総合研究所 九州支所 森林動物研究グループ長
委員	渡邊 貴史	地域計画	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科 准教授 (環境科学領域)
専門調査員	糸屋 悦子	マスコミ	有限会社イズワークス代表取締役 雑誌発行人
専門調査員	武末 聖子	商業 地域振興	株式会社タケスエ 代表取締役社長
専門調査員	永山 健一	地元企業	三菱重工業(株) 長崎・下関総務統括部安全環境課 主任チーム統括
専門調査員	深川 元太郎	動物	公益社団法人 長崎県食品衛生協会 係長
専門調査員	松尾 公則	動物	長崎女子短期大学非常勤講師
専門調査員	三島 智彰	社会教育	長崎県立佐世保青少年の天地 所長
専門調査員	森永 玲	マスコミ	(株)長崎新聞社 編集局次長兼統括報道部長兼論説委員
専門調査員	吉田 謙太郎	環境経済	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科 教授 (環境科学領域)

3 . パブリックコメントの結果と反映状況

- 1 意見募集期間 平成26年7月30日(水)～8月29日(金)
- 2 募集方法 郵送、電子メール、ファクシミリ
- 3 閲覧等方法
 - ・県HPに掲載
 - ・自然環境課、県政情報コーナー、各振興局行政資料コーナーにおいて閲覧
- 4 意見件数と意見提出者数
 - ・36件(16名)

【意見の反映状況】

対応区分	対応内容	件数
A	素案に修正を加え反映させたもの。	7
B	素案に既に盛り込まれているもの。素案の考え方や姿勢に合致し、今後、遂行の中で反映させていくもの。	12
C	今後検討していくもの。	3
D	反映が困難なもの。	2
E	その他	12
	合 計	36

パブリックコメントへの県の対応一覧

番号	対応区分	意見の要旨	県の考え方	該当箇所
1	E	島しょに残された固有種の「島しょ」の意味が不明である。	「島しょ」とは大小様々な島を意味する言葉であり、生物多様性国家戦略においても、島しょ生態系といった言葉を使用していることから、本戦略においても「島しょ」という言葉を使用しています。(p.46)	p.46 l.25
2	A	・生物による誤飲等に影響を及ぼす漂流漂着ごみ対策について 具体的な対策が読み取れない。 漂流漂着ごみの具体的内容の調査(誰が遺棄したゴミか)を行わないと、抜本的対策は取れません。 日本を含む近隣諸国との漂流漂着ごみ対策については、ごみの分析 捨てさせない為の対策 国際協調によるゴミの削減が必要。	平成25年度から、県において海辺の漂着物調査を実施しており、今後、漂着ゴミの具体的内容(ゴミの国籍、種類や量など)について解析を行い、有効な対策へと繋げていく予定です。このことから、その旨を本文に記載しました。(p.48) 記載内容:「海辺の漂着ゴミの具体的内容(種類や量、発生源など)の解析や環境教育などを含んだ発生抑制対策など各種」を記載。	p.46 l.26
3	A	・生物による誤飲等に影響を及ぼす漂流漂着ごみ対策について 海水浴場に漂流漂着しているゴミが目立つのは、釣り客のゴミである。釣り客のマナー向上も必須事項である。	県では、漂流漂着ゴミ対策として、環境教育などを含んだ発生抑制対策事業を実施しており、今後も釣り客を含めた県民全体の意識向上に取り組む予定です。このことから、その旨を本文に記載しました。(p.48) 記載内容:「海辺の漂着ゴミの具体的内容(種類や量、発生源など)の解析や環境教育などを含んだ発生抑制対策など各種」を記載。	p.46 l.26
4	D	行動目標 「生物多様性の恵みにふれる機会を増やす」の視点 「自然とのふれあい、豊かな自然環境を実感できる機会と場の提供」を受けて具体的な指標を設定してあるが、学校教育や社会教育への指標が曖昧に感じる。 青少年に自然とのふれあいなどの実感させる機会や場を提供するのであれば現在、現場の学校や社会教育で利用している青少年自然の家等の利用者数も目標数値に入ると取組に具体性が出てくる。 「自然とのふれあい施設の整備・改修数」の次に「青少年自然の家等の利用者数」の項目を入れるべきである。	自然とのふれあいや豊かな自然環境を実感できる場として、青少年自然の家等の果たす役割は大きいものと考えます。これらの施設では、利用することで、その目的にかかわらず、結果として「自然」を実感することができる場合が多いと考えます。一方で、青少年教育施設は、体験活動を通じた健全育成を達成するために活用される施設です。その活動の主な目的は集団宿泊訓練(学習)であったり、スポーツ合宿であったり、自然体験活動であったりと多岐に渡っています。青少年教育施設の利用者数はその様々な需要に対する結果であることから、「青少年自然の家等の利用者数」を「豊かな自然環境を実感できる機会と場の提供」の数値目標として用いることは難しいと考えます。(p.54)	p.53 l.2
5	B	希少種が多く生息する県下でも有数の箇所については、積極的に保全すべき。	希少野生動植物種保存地域や自然環境保全地域の指定等を目指した希少野生動植物種保全事業の実施を予定しており、保全が必要な場合は、この中で取り組むこととしています。(p.47)	
6	A	県内では以前から外来生物であるソウシチョウが定着し、在来種を凌駕する勢いである。また明らかに飼育下からの逸出と考えてよいコブハクチョウが繁殖し、個体数を増やしている。これらの外来種に対し、地域の生物多様性保全の観点から、正確な情報を発信し、具体的な影響への対応等検討すべきと考える。	外来生物による生物多様性への影響については、解決すべき重要な事項と考えています。そのための取組として、必要な場合は関係機関との連携のもと外来生物の除去、外来生物の情報収集、共有化と発信を行うこととし、その旨を以下のとおり本文に追記しました。(p.47) 追記内容:「外来生物の収集」に「外来生物の収集・発信」と「発信」を追記。	

番号	対応区分	意見の要旨	県の考え方	該当箇所
7	C	外来生物法施行後も県内各地の池沼、湖沼ではバス釣りの愛好者が数多く見られ、バス釣り愛好者の行動域はカモ類などの越冬環境と重なっている。このことから、在来種を捕食するブラックバスのほかバス釣り愛好者の行動も生物多様性保全の脅威となっており、地域の生物多様性保全の観点から、水域の管理者と連携した生物の生息空間の保全策を検討されたい。	ブラックバス釣りの愛好者による生物多様性への影響については、現地の土地利用の状況や自然環境の状況等によっても異なってくるものと思われることから、外来生物対策の一環として、可能な対策や手法等について、検討していきたいと考えています。(p.47)	
8	E	再生エネルギー導入に伴う生物多様性への影響について、県民の関心が少ないことに驚きを感じた。	再生可能エネルギーの導入は、生物多様性に配慮しつつ進めることが重要と考えており、生物多様性に関する普及啓発活動や情報提供を通じて、より多くの県民が生物多様性に関して意識を高めていただけるよう取り組んでいくこととしています。(p.53)	p.20 l.7
9	E	ツシヤマメコノ平成24年度の交通事故件数が、ほかの年と比較し2倍になったことについて、特別に理由があったのか疑問に感じた。	平成24年度の交通事故件数が増大した理由については、明らかになっていません。しかしながら、交通事故がツシヤマメコノの生存にとって大きな脅威となっていることから、引き続き、ツシヤマメコノ保護増殖事業の中で、交通事故防止対策を進めていくこととしています。(p.46,47)	p.22 l.19
10	A	第3の危機で外来生物によって絶滅危惧種となっている生物を取り上げてほしい。	ご意見を踏まえ、本文中に外来生物によって影響を受けている絶滅危惧種の状況を下記のとおり追記します。(p.28) 追記内容：「宍岐では、絶滅危惧種の淡水魚であるセボシタビラやヤマトシマドジョウ、イシガメが外来生物によって生息を脅かされ」を、特異な環境の事例である「五島市井坑においても、、、、」の文頭に追記。	p.29 l.1
11	B	現在の戦略から継続して設けられた行動目標については、取組の成果を明らかにすべき。	「県戦略のこれまでの実施状況」の中で、主要な取組の成果を記述しています。(p.12)	p.40 l.1
12	D	県民アンケートにおいて、68%の企業が生物多様性の保全や利用に関する取組を行っていないが今後行いたいと考えていることから、行動目標の視点「公共事業等における環境配慮を進める」については、大きく取扱う必要がある。	行動目標の視点「地域資源を活用した産業を育てる」や行動目標の視点「生物多様性に関する普及啓発・広報を進める」を通じて、企業における環境配慮の促進を図っていくこととしており、具体的には、環境アドバイザーの派遣等による支援を進めていくこととしています。(p.53)	p.44 l.14
13	B	長崎県版レッドデータブックについては、広く知ってもらうため、教育の場でもっと活用すべき。	教育の場でも活用しやすいよう、長崎県版レッドデータブックをはじめとして、自然環境情報の共有化と発信を進めるとともに、自然とのふれあい活動等を推進することによって、普及啓発や必要な支援を行っていきたいと考えています。(p.53、p.55)	p.43 l.1
14	E	地域の特徴に応じた取組については、類似している部分と相違している部分とに分け取りまとめることより理解しやすくなると思われる。	本項は、地域間の比較をもとに違いや特徴を明らかにすることを目的としたものでなく、それぞれの地域の特徴を活かした取組を横断的に整理することで、地域ごとの生物多様性の保全と持続可能な利用のあり方を提案しているものであることから、原文のとおりとさせていただきます。(p.57)	p.57 l.1
15	B	イノシシやシカによる食害対策について、数値目標が書かれているのみで具体的な対策が明記されていない。	51ページの「地域で進める鳥獣対策推進事業」において、「防護」「棲み分け」「捕獲」の3対策を地域ぐるみで総合的に行うことで農作物被害を防止し、鳥獣を適正な個体数に調整することで森林被害や生活環境被害の防止にもつなげることを記載しています。(p.51)	p.26 l.1 p.51 l.2

番号	対応区分	意見の要旨	県の考え方	該当箇所
16	A	シカによる森林被害については、情報が県民に届いていないのではないかと。農村だけの問題にせず、これら情報を県民に知らせ、認知させることで、被害の低減が図られるのでは。	現在、シカの分布状況の変遷に関する自然環境情報の整備をするなどしていることから、55ページの「自然環境情報の共有化と発信」に情報の共有化と発信を行うこととし、その旨を以下のとおり本文に追記します。また、環境アドバイザーの派遣等によって、県民への情報提供に努めていきます。(p.53、p.55) 追記内容：p.55「自然環境情報の共有化と発信」の事業概要の冒頭に「情報の共有化と発信に努めるとともに、」を追記。	p.26 l.1
17	B	外来種対策については、新たな種が入り込まない対策を優先すべき。規制だけでなく、罰則や飼養する際の許可制等によって厳しく対処すべき。	外来生物法によって指定されている特定外来生物については、飼養や譲渡、運搬、野外へ放つこと等が禁止されており、違反者には罰則等の規定が設けられています。引き続き、外来生物の除去や外来生物に関する情報収集・発信を含め、新たな種が入り込まないための水際対策を関係機関との連携のもとに進めていくことが重要であると考えています。(p.47)	p.28 l.1
18	A	数値目標の中に「自然公園面積」があるが、愛知目標の達成への貢献度を測る指標としても活用できるように、県土に占める自然公園の割合にすべき。	ご意見を踏まえ以下のとおり修正します。(p.49) 修正内容 「自然公園面積」を「県土に占める自然公園の割合」に修正。 現状値を「74,091ha」から「18%」に修正 目標を「74,091ha」から「18%」に修正	p.48
19	B	生物多様性の表現が、まだ一般県民レベルでは認識されていない。啓発も行動目標に掲げる必要がある。	生物多様性という表現は、まだまだ認識されていないことから、今次戦略では生物多様性の恵みを通じて理解を深めていくこととし、行動目標において、生物多様性の普及啓発・広報を進めていくこととしています。(p.43)	p.55
20	A	図13、図14の凡例記載は誤りでは。例えば、：1978年以前より生息、：2003年までに生息、：2011年までに生息等と言うように修正工夫が必要。	県が生息を確認し、資料を公表した年及び捕獲年を起点として記載したことから、以下のとおり修正します。 修正内容 ：「1978年以前から生息」 ：「2003年以前から生息」 ：「2011年以前から生息」(p.26)	p.26
21	C	事業「地域で進める鳥獣対策推進事業」の「防護」については、事業の性格上農林産物の保護だけが目的となることから、本事業の鳥獣被害対策だけでは生物多様性保護の対策が十分ではない。特に、保護すべき農林作物の存しない島しょ部(無人島)においては、鳥獣被害から希少種の保護等生物多様性の保全を図ることができないと思われる。希少種の保護等生物多様性保全を目的とした対策についても別途記載が必要である。	本県における野生鳥獣による生物多様性への代表的な影響として、ニホンジカの食害による生態系被害があげられます。無人島の生物多様性保全や希少種の保全といった限定的な取組みではなく、地域全体の生物多様性保全を図るため、生息状況や被害の状況をもとにした対策のあり方について、今後検討していきたいと考えています。ただし、現時点では、事務・事業名を記載することができないため、原文のとおりとさせていただきます。(p.46)	p.46 ～ p.47 l.30
22	B	自治体、集落、農家等が実施している草刈、火入れ、放牧等を取組に入れることができないか。(これらの本来の目的は観光や草原景観維持、昔からの慣習や農業経営であったりしたが、結果として生物多様性の保全に大きく寄与していた。)	集落や各種団体等が従来から行っている、もしくは行う予定の草刈等の取組は生物多様性の保全上、重要であると考えています。このため、53ページの「自然に親しむ運動」や「ふるさと自然再生事業」等による支援を通じて、連携を図っていききたいと考えています。(p.50、p.53)	p.50

番号	対応区分	意見の要旨	県の考え方	該当箇所
23	E	今次計画で取組む大村湾地域を含む3地域と現行計画7地域との関係はどのように整理しているのか。また、見直し案で3地域を取り上げた理由は何か。	現行計画においては、本県の自然環境が極めて多様に富んでいることから、行政区域等を考慮しつつ区分した7地域ごとに、生物多様性の概要と特徴を把握しています。一方、今次計画期間においては、重点的に取組を進める地域として3地域を掲げ、当該特徴を形成する一定地域で実施される施策を横断的に整理し、自然と共生する社会づくりを提案しています。なお、今回取り上げた3地域は、本県が有する代表的な自然環境である閉鎖性水域、島しょ、半島の代表例としたものです。(p.57)	p.57 l.1
24	B	自然体験や教育を多く仕組むこと。(地元の人が住んでいる場所の価値や課題に気づいてもらうための、自然体験や教育を多く仕組む必要がある。さらに、次に積極的な保護につながるための一般の人のためのフィールドワークと講義をバランスよく、組み込んだ取組を進める必要がある。)	自然観察会や探鳥会等の自然とのふれあいを通じ、生物多様性といった言葉そのものや大切さについて、広く伝えるための取組を行うこととしています。また、地域特有の自然や文化のすばらしさを伝えていく人材を育て、観光振興や地域活性化につなげる予定です。(p.53)	p.36 l.22
25	B	自然体験、野外活動等の産業化(自然資源を活用してPRすることによって周囲の理解が深まり、積極的な保護につながると思われる。具体的には、ガイドの養成や活動のバックアップ、害獣のジビエと言った食文化の普及等。)	自然観察会や探鳥会等の自然とのふれあいを通じ、生物多様性といった言葉そのものや大切さについて、広く伝えるための取組を行うこととしています。また、行動目標の視点として「地域資源を活用した産業を育てる」ことを掲げており、今次計画では、ガイドの養成や地域ならではの産物等の地域資源に関する情報の収集・発信を進めることで、観光振興や地域活性化につなげる予定です。(p.53)	p.57 l.3
26	E	第2の危機で述べられている自然に対する働きかけの縮小が、少子高齢化を迎えるこれからの長崎県にとって、最も大きな課題である。人が山に入らなくなり、自然歩道も荒れて歩きづらくなってきている。里地里山の保全が戦略の重要な施策の柱となる。そのためには、農林水産業との連携が必要であり、行動目標を推進するための施策の展開を期待する。	少子高齢化の進行を踏まえた生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることに焦点を当て、里地里山の保全、野生鳥獣被害対策等を進めていく予定です。(p.50)	p.50
27	E	ボランティアの参加をいただき、草刈、花の植栽他を行っているが、年間の経費がかさむ。里山保全は、山林、農地、河川、市道法面など多岐にわたって行うため、県、国の補助金も該当しない。持続可能な里山保全にするために、活動経費の支援をお願いする。	今次計画では、里地里山の保全対策として、地域性あふれる自然環境の再生に対する取組や、有害鳥獣対策、環境にやさしい農業の推進等様々な取組を予定していることから、これらの制度もご活用いただければと思います。(p.50)	p.50
28	B	環境情報システムを構築するについて、どのようなシステムになるのかがイメージできない。県RDBリストが基礎資料として重要な位置づけとなる。是非このことを踏まえ、システム化してほしい。	環境情報システムでは、大気や水質に関する情報のほか、県RDBに関する情報をはじめとした各種自然環境に関する情報を含めたものとして、システム構築することとしています。(p.56)	p.56 l.1
29	C	環境情報システムについて、昆虫の最新の生息状況を把握できるか疑問である。ネット上に一般から広く情報を収集するシステムの構築はできないか。	住民参加による調査の手法については、環境保全に対する意識共有等の観点からも効果的な手法の1つであると考えています。ただし、データの評価等について、課題もあることから、住民参加を如何に促していくかということと併せ、取り組みの可能性を検討していきます。(p.56)	p.56 l.1
30	E	太陽光発電の建設については、例えば大面積で草原に建設した場合、草原性の植物や昆虫に影響を及ぼす。面積に応じて環境配慮を行う義務を負わせる必要がある。	現在も土地利用状況、行為の規模等によって、関係法令による規制が行われています。ご意見をいただきました面積に応じた環境配慮の実施義務化につきましては、今後の課題とさせていただきます。(p.46)	p.46

番号	対応区分	意見の要旨	県の考え方	該当箇所
31	B	草原は、地域の人々が慣習的に野焼きして維持しているのが現状である。高齢化が進みその継続は難しくなりつつある。野焼きのボランティアを募ったり、消火用のタンクやポンプの支給など必要ではないか。地域の維持の取組を進めるとあるが、これは極めて難しい問題である。	草原を含む里地里山の保全については、住民等の参画が必要不可欠のものと考えます。集落や各種団体等が従来から行っている草原維持のための草刈や火入れ等に対しては、53ページの「自然に親しむ運動」や「ふるさと自然再生事業」等を通じて支援を行っていきます。(p.50)	p.50
32	E	公共事業における希少種の保全については、継続性が無い場合がある。開発部局に対応を任せただけでなく、環境部局も関わるべきである。	希少種の保全につきましては、種の保存法や未来環境条例といった法令による希少種の指定と捕獲の規制、自然環境保全地域等の指定による生息域の保全等を進めているところです。ご助言をいただいた公共事業における希少種の保全の取組については、事業者自らによる環境配慮の取組として実施されていますが、環境部局としても積極的な情報提供を行うなどしていきたいと考えています。(p.55)	p.55
33	E	生物多様性保全には種の生態を知ることが必要である。知ることによって、保全すべき場所等を決めることができるし、回復を早めることにもつながる。	いただいたご意見を参考にさせていただき、今後も生物多様性の保全に取り組んでいきます。(p.55)	p.55
34	E	県アセス条例の改正については、改正後にどのような形で生物多様性に取組むのかが見えてこない。やり方によっては、生物多様性を損なうことも大いに考えられる。	今回の改正では、判定制度を導入し、アセスメントの実施の要否を判断することとなりますが、生物多様性の保全上重要な地域については、判定手続において、アセスメントの実施を求めることとしており、生物多様性を損なうことがないように努めてまいります。(p.55)	p.55
35	B	掲げられている目標やそれに対する人的対策も適切だと感じるが、目的である「長崎ならではの視点」や「社会環境の変化」に対する課題解決のための方策が弱いと感じる。戦略というからには、沢山ある要因の中から最も効果的な要因を探り出し、そのことを徹底的に攻める姿勢が必要である。限られた予算と人員の中で効果を上げるための戦略をこの改正案から見出すことができない。	現行戦略に基づく実施状況や県内における生物多様性の現状を踏まえ、今次計画では、長崎県の自然環境の特徴を守るための「アジアとのつながり確保」「多様な島しょの保全」、生物多様性に最も影響を与えている社会環境変化への対応を図るための「少子高齢化の進行を踏まえた対策」、今後更なる推進が望まれる「地域資源活用」「普及啓発の促進」「情報整備」「環境配慮」といった観点から、5つの行動目標と7つの視点を掲げ、必要な取組を整理しています。いただきましたご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。(p.40)	
36	E	負傷鳥獣対策において、野生復帰率の40%は、高いように感じる。特に鳥類で翼の損傷の場合は、飛ぶことができずに放鳥は難しいと考えます。	各年度の持ち込まれる鳥獣の数や種類、負傷の状況にもよりますが、40%の野生復帰率を目指していきます。(p.49)	p.48

4. 県民との意見交換会の概要

1. 開催状況

開催地区	開催日	参加者数
島原	平成25年12月5日	23名
壱岐	平成25年12月9日	14名
五島	平成25年12月19日	15名
長崎	平成26年2月12日	32名
対馬	平成26年2月13日	17名
県北	平成26年2月17日	29名
(計)		130名

2. 主な意見の概要

<懸念事項>

利用による生態系への影響

業者による乱獲

身近な生きものの消失・減少

野生鳥獣による農作物被害や生態系被害の増加

外来生物による農作物や生態系への影響

海洋環境の変化による影響(磯やけ等)

海洋汚染による影響(野鳥へ被害を含む)

ゴミによる環境悪化(漂流漂着ゴミ、釣り人によるゴミ、不法投棄等)

再生可能エネルギーの推進と自然環境保全の両立

生物多様性に対する関心や理解の不足

<必要な取組>

(情報の整備・共有化)

自然環境調査の実施

科学的情報の共有

(具体的対策の推進)

二次的自然の保全・活用

生物多様性に配慮した農業の推進

耕作放棄地対策

森と海の一体的な管理

野生鳥獣対策

外来生物対策

自然資源の利活用(エコツーリズムの推進等)

(普及啓発・広報の推進)

自然とのふれあいの機会と場の増加

普及啓発・広報の推進

環境教育の推進

<行政に対する要望>

活動費用の支援

自然関係の相談窓口の設置

住民と行政との連携

行政における横の連携

各種工事における環境配慮

3. 開催結果概要

(1) 長崎県生物多様性保全戦略策定に係る意見交換会(島原地区)

日 時：平成 25 年 12 月 5 日(木) 19:00~20:45

場 所：島原振興局別館第 1 会議室

参加者数：23 名

<主な意見等>

島原半島の有明海側と橘湾側で植物相が違い、海岸植物が豊富である。

島原の登山道ができて、ダイモンジソウとかが無くなった。利便性と自然の保護との関係についてどう考えていくべきか？

歩道の整備によっても気候が変化し、植物が減少した。

雲仙の登山道ができたので、PRして観光客を呼ぼうとしたが、地元の人からは、希少な生物がたくさんあるから、あまり宣伝するとなくなってしまうと言われた。エチケットの問題だと思うが、どのような対策があるのか。

田代原のウンゼントリカブトはかなり減った。採取して山の下に持っていっても育たない。40haの半分は森林化している。松が生い茂っている。この10年で牧場でもミヤマキリシマが見えなくなっている。田代原は手を入れて守っていかなくてはならない場所である。ミヤマキリシマは県の花だから守っていかなくてはならないが、棘のある植物が絡みつくななどしてその保存に苦慮している。

ミヤマキリシマは栄養があると育たないので、栄養となる落ち葉とかは除去しないといけない。

千々石少年自然の家で似たような経験がある。木を切るとトリカブトがどっと咲いた。木が繁るとなくなった。木を切れば、他の植物が繁るのではないか。

自分は、自然環境監視委員であったが、その制度が一昨年からなくなった。以前は、腕章を付けていたので原生沼でも希少な植物のことを話したり、腕章により効果的な指導ができたが、今はできない。自然環境監視委員の再配置を検討してほしい。

農業と自然の調和を図っていかなくてはならない。環境に配慮した農園を作っていかなければならないと思っている。その中に、多様性が保たれていくと思う。生物多様性に配慮した農業を進める上で地域との関係、大規模農業者との関係といったことに気を配る必要がある。(プレッシャーがある。)環境に優しい農園(農業ゾーン)を作らないと解決しないのではないかと。農業にしても何にしても年配の者が、今の若い世代に伝えていかなくてはならないと思う。

幼い頃にいた田んぼの生き物や植物もいなくなった。農業のやり方に問題があるのか。川も景観ばかり配慮した工事を行うので生き物がいなくなった。

雲仙子どもガイドにより、雲仙を知り、愛するような教育に心がけている。雲仙を美しくする会の9月30日のごみゼロの日への参加や雲仙は国立公園であることから、草木の取り扱いについても指導をしている。これまでは、雲仙の登山道ができた際も、山に登って自然にふれあうことだけに重点をおいて、指導してきたが、自然に踏み入れることによって失われる自然があることも教えていかなくてはならないと思った。

この植物は希少なんだと言われても、全くわからない。普通の人は、ただ見ているだけで採っていくのは、マニアや大学、博物館の専門家である。希少性を分かっている人が敵である。そこをどう仕切ったらいいのかを考えている。

ダイモンジソウはかわいらしくて、種類も多く、植木鉢でよく育つためによく採っていく。また、登山靴で分からずに踏み散らすので一面なくなったりする。シダ類は水がなくなると駄目になる。オイランアザミは高潮でやられた。その種、その種で失われる要因は様々である。

特別な環境ではなくて、農家の方との接触など普通にあるものを活用できればと思う。

川遊びとか子どもたちと一緒に普通にふれあえる場所と機会を増やしたい。小規模な工事で自然がなくなっている。

河川工事で川の蛇行も無くなり、川底を掘り返して平らにするため、石がなくなり、石の下にいた生き物がいなくなる。川のせせらぎは、人を一番落ち着かせるそうだ。注意喚起の看板が多くて、きれいな川でもなかなか足を踏み入れられない。

アセスが簡素化されると耳にしたがどうなるのか。

島原の魅力を地域活性化に活かすためには、何のために守るのが重要である。エコツーリズムと自然環境の保全を組み合わせた取組が必要である。がまだすネットという団体がそのような活動を行っている。

オイランアザミはもう一株しかない。南島原市で天然記念物にしてほしいがどうしたらよいか。また高潮が来たら絶滅する。

(2) 長崎県生物多様性保全戦略策定に係る意見交換会(壱岐地区)

日 時：平成 25 年 12 月 9 日(月) 13:00 ~ 14:40

場 所：壱岐振興局第 1 別館 3 階会議室

参加者数：14 名

< 主要な意見等 >

壱岐の自然環境については、昭和 52 年の生物学会の調査以降、調べられていないので、現状を調査してほしい。現状を調べなくては対策が検討できない。社会環境の変化によって多くの生物が減少している。

野鳥の調査についても、1977 年以降のデータがない。また、その当時のデータも信憑性に乏しい。

異常潮位やカジメの大量死など海洋の状況の変化が懸念される。

壱岐の森林率は 35% で、森林率は対馬などに比して大変低く、林業で生計を営む世帯は 0% である。しかし、農作物や良好な漁場を保つためには、山からの豊富な水が必要であり、そのためにも森林の管理は必要である。

壱岐の海洋資源は生きる源であり、七里ヶ首根(しちりがそね)の漁場は特に大切である。

以前は多数見られたイルカはどこにいったのか、現在は見られない。

壱岐は体調不良を起こすほど空気が汚れていると思う。親の立場から空気の汚れを心配している。娘が来ると咳が止まらず、一日も壱岐には居ることができない。PM2.5 の影響ではないか。

食と生きものについて

- ・ホウゼイ(ホウジュウミナのことでは?)はよく食べていたが、今は見ない。
- ・シジミは、川を掬えば、手一杯にとれてよく食べていた。カラスガイ、タニシも減少した。

(3) 長崎県生物多様性保全戦略策定に係る意見交換会(五島地区)

日 時：平成25年12月19日(木)13:00~14:40

場 所：五島振興局4階大会議室

参加者数：15名

<主要な意見等>

五島の人は五島について関心がない。誇りを持っていない。よそにない価値をわかっていない。

各種工事によって、ハマボウの群落が絶滅した場所やクワズイモの被害を受けている。工事の工法を考えてほしい。

水生動植物が危険な状況にある。アブラボテ、ドジョウ等、自分が幼少の頃にいた生物がいなくなった。アブラボテの減少は河川改修工事による。

以前、魚の大量死があった。(椿油の廃液によるものと考えられる。昔は、椿油のカスを海に撒いて空気が遮断された魚が浮いてくるのを捕っていた。)

崎山小学校のピオトープは沢山のアメリカザリガニを飼っている。アメリカザリガニは外に放され、生態系上、問題となっているため、学校へ依頼し、指導してもらった。

五島の自然は昔と大きく変わった。30年前、環境省へ、「西海国立公園」の名称を「西海五島国立公園」に変えてもらうように陳情した。その際は無理だったけれども、五島を国立公園にふさわしい場所だということをアピールできないかと思う。そうすることによって、五島の自然が守られていくのではないか。一般の人が国立公園の中に住んでいるという感覚がない。荒川では、今は温泉なども寂れて、建物の制限のみが残っている。国立公園の形骸化が起こっている。五島の自然を活用することが守ることにつながる。おんだけ振興会がやっている自然体験についても行政の後押しがほしい。

五島の生物全般の再調査をしてほしい。1981年以降されていない。費用や手間が係るが、もう30年以上が経つので是非やってほしい。

五島の人は、希少なものを自分だけが持っていることを自慢にするが、そのことが自然破壊につながっている意識がない。自然の保全意識の啓発は、行政が加わらなくてはできない。カナダなどは、どんなに捕れても一人当たり3匹までと決められている。このようなことを言うと五島は釣りを観光の目玉にもしているので、観光方面からは好まれないが、希少種を守るより、希少種を公開することによって保全できる可能性もある。

国立公園を持つ五島市にあって、自然を担当する部署がなく、相談場所がないため困っている。

自分が幼い頃に見た昆虫などを子供に見せたくても今は見ることができない。自然を後世に残していくためには、各分野の人々の連携が必要で、また、その調整のためにも市に自然系の担当部署があればと思う。

市には自然環境保全の部署がないため、住民の意識が低く、生物多様性の重要性に気付くまでに、その破壊が相当に行われることが懸念されるため、休耕田等を利用した生態系保全エリアの創設ができないか。公園のようなもので、観光や住民の意識改革にもつながるのではないか。

何もかも行政に頼るべきではないが、住人の意識が今のところ低いため、一定の行政上の支援がいただけないか。

アンカーの打ち込みからオオスリバチサンゴを保全することが必要。

ガンガゼ等自然の資源を理由した観光と地域経済への反映の難しさがある。

(4) 長県生物多様性保全戦略策定に係る意見交換会(長崎地区)

日 時:平成 26 年 2 月 12 日(水) 19:00~20:40

場 所:大波止ビル4階会議室

参加者数:32名

<主な意見等>

黒崎の永田湿地、相川の休耕田、ホテイアオイ等の外来種、ヘイケボタルが両湿地で見られるが、アメリカザリガニが原因で減ってきているようだ。市では外来種リストを作って啓発を図っていこうと思っている。

諫早湾の調整池の状況が悪い。(アオコ、ホテイアオイ異常繁殖)

サンゴ礁が有名になり 1207人が高島へ来た。半分は県外からで、海の中の良さについては、長崎の人には認知度が低い。一番困っていることは海のごみ。大半は海を一番守るべき釣り人。皆さんの意見を伺いたい。

市内の小さな河川に居るタカハヤという魚は数 10m~100m程しか生息域がないが、レクリエーション目的で川底が埋められている。配慮を願いたい。また、大村湾の有用水産物が枯渇している。

諫早湾の干潟を回復のため調整池の開門をお願いしたい。大村湾の水質悪化を防止するため諫早湾同様に地域指定をお願いしたい。諫早湾の干潟の再生は生物の多様性には避けられない。行政と住民の話し合いの場を持ちたい。

市民の森での心配は、不法投棄が多いこととシカが増えて、草本類を食べつくし下草がなくなっていることである。キジや蛾も今はいなくなった。昆虫類や鳥類もどんどん減っているのではと心配である。

八郎山系ではシカの食害が大問題でシカが食べない植物しか残っていない。今すぐ対処しなくてはならない状況である。

長崎の海を長崎の人はよく知らないのではないかと思う。大村湾なども子供たちがふれあえる場所が少ない。汚いイメージが先行しているように感じる。

最近、よく知っている海岸が埋め立てられ、貴重な生き物の生息地が狭くなると残念に思っていたところ、花畑になってしまった。大変残念に思ったので自然に注目していきたい。

週に1回、野母半島の海岸清掃を行っている。釣り客によるごみに困っている。週に1回では間に合わず、以前は週に5回やっていた。活動を始めて10年。活動を続ければ、海はきれいになる。野母崎の海はきれいになっている。協力してほしいことは、プラスチックとか運べるごみはいいが、大木とか運べないものがあり、市へ相談に行くがそのままにしておくようにとしか言われない。燃やすことも禁止で何とかしてほしいと思う。

最近気になっていることは、数年に1回「ラウンドアップ」という農薬を使っているが、これが効かない雑草が増えてきている。また、外来のナルトギクは、年中咲いていてきれいな花だが、家畜が食べると害で家畜が死んでしまう。耕作放棄地が増えて竹林が増えてきている。イノシシとヒヨドリの被害も多い。

会員から河川の生きものをよその人が持っていくという話をよく聞く。特に県外業者がモクズガニを捕っていき、長崎県内の川にモクズガニがほとんどいないのではないかと知っている。他にホタルの保全活動をしている人は、餌はカワニナでなくてもよいことを知っているが、知らない人がカワニナを捕っている。鹿尾(かのお)川も以前は400匹ぐらい飛んできたが、今は100匹ぐらいになった。ホタルの数は餌の量で変わることなど多くの人へ知らせて保全活動をやりたいが、長崎市や県の河川関係の方も手立てがないとのこと。行政には自然環境を守っていくためのバックアップを願いたい。

巡視して感じていることは野鳥が特に減ったということ。

里山のほとんどが私有地であり、二級河川であれば愛護団体へ費用の負担があるが、ボランティアだけではお金もかかりなかなか続かないことに悩んでいる。私有地の所有者も高

齡化で荒廃している。

9年ぐらい前から活動している。主に清掃活動を行っている。ごみがなかなか減らない。川に住む生物や川の歴史を伝えている。川から海への漂着ごみをどうすべきか考えている。エサキアメンボなど水生生物のために護岸等のない水辺本来の姿の保全をお願いしたい。西海市では希少野生動植物の取組が始まったばかり。昨年度ハマボウサミットを実施。希少野生動物の周知と市民の保全に対する意識向上が課題である。

里山で果樹園を作るため山を整備したら、2年目ぐらいから、どこかから種が飛んでくるのか、外来種の植物が生えて、全く枯れない。手で抜くしかない状況。

諫早公園は全て国指定の天然記念物。理由は貴重なヒゼンマユミが自生しているためだが、そこに外来種のオカメザサが入ってきている。環境省や市へも話して、とにかく伐採する必要があるので、年に2回、根を切ったところ、かなりの量が減った。今年も2回実施する計画である。あともう一年やればかなりの効果があると思う。我々の会と市、また一般市民にも呼びかけて行う予定。実施時期は、芽生えの6月が手で簡単にちぎれるので適している。

特定外来種は持ち運びができないなど規制があるが、わからないところも多いので外来種の取扱等についての相談窓口がほしい。

長崎の海は沖縄や諸外国の海に引けを取らない。サンゴもあるし、長崎のすぐ近くでダイビングできる五島、壱岐、対馬などがあり、1シーズン中に10%のリピーターがあるのにやはり認知されていない。一番辛いのは海の清掃。意識改革の問題。海中の美しい景観を見ればごみは捨てられなくなる。海をもっと認知し、意識改革を行っていかなくてはならない。

岸壁釣りに対する指導は難しいが、チャーター船とかの船長にごみを捨てないように指導しないとイケない。船長や海に従事する人間にとっても大事な海である。

県民の認知が低いのは、こんなに近くにこんなに美しい海はないという悪い思い込み。人から言われてやっと立ち上がり、知ってしまうと誰にも教えたくないという県民性にある。漂流物のごみ問題は解決が難しい。20年以上やっている。最初はボランティアを集めて全て片付けようとしていたが、労力が全く不足し、ボランティアだけでは困難だった。最近、指導を受けながら、拾うごみと拾わないごみのマニュアルを作った。人工物のみを拾い、木の小枝とか自然が片付けてくれるものは拾わないとした。ボランティアも自分たちで育てて、情報を共有化し、ガイドラインを作っている。問題となっていることはお金がないこと。ボランティアにごみを集めてもらって、その廃棄については行政にお願いしたいのだけど、縦割り行政で自分たちで処理するように言われる。ボランティアが集めたごみを廃棄までお願いできないので、自分でトラックを買って運び、分別もしている。海は県に近くて遠い状況。啓蒙活動が必要。子供向けの磯の生物観察会をやっているが、反応が薄い状況。生物多様性の思想を広めてほしい。

住民や行政が仲良く話し合う場をほしい。大分の中津市では、埋立て際して、住民や学識者や行政の協議会を作って2年間の検討期間を設けた。あらゆる場面でこのような先進的な取組を長崎県もやってほしい。海や川の生きものや植物を守るために、縦割りではなく河川や土木とも横の連携を図ってほしい。

海に関心のないのは県だけではなく国全体に渡る。昔は臨海学校があって、プールがなかったのも、海によく行っていた。学校教育に海とふれあい機会を持って欲しいが、学校は危険だと避けたがる。漂着物教室というのを対馬や五島でやっている。漂着物から海に親しむことをやっている。子供から大人まで多様な海の活動を取り入れれば海に関心を持つのではないかと。海に囲まれた日本であるにも関わらず関心が低いのは、コンクリートで海と遮断したことが原因ではないかと思っている

縦割り行政について。河川の改修の際に、事業課が住民と話し合っても環境の部局が出て

きて話をすることはまずない。事業課が生物調査をやってもその結果を環境部と協議し、その施工方法を検討しない。

長崎水害以降、河川は三面張りのコンクリートで固めている。今残っている河川については、少しでも自然な状態を残していくように工夫し、連携してほしい。海岸も同じで、テトラポットでいっぱい海に行けない。ホタルの幼虫も飛び立つために3mもある護岸を一晩かけて這い上がる。生きものにやさしい工法でやっていかないとホタルもいなくなる。行政が横のつながりを図り、住民とも協力して生物多様性の保全に取り組んでほしい。八郎山系の植生が急激に変化。環境省の試算によると八郎山系21haには300頭が適正だが、そこに4000頭いて、草を食べ尽くしている。シカが立ち入れない崖のみに植物がある。

大切な場所を囲うだけでは、そこは守れるが、シカは、外へ出て行くだけ。植物の状況は赤信号を乗り越している。

県の有害鳥獣の対策は遅い。また、鳥獣保護員から聞いたが、ごみ処理の関係で、土日に有害鳥獣を捕ってもその処理をしてくれない。積極的な対応をしてほしい。動いてくれない。補助金も安く、自分の車と鉄砲で、免許も取ってやっているのに手出しが多いと言っている。県は理解していない。シカは試算の10倍以上。私有地は囲い、シカが国有林や県有林にうようよしている。そこで、捕るのは心理的影響がある。住民は怒っている。確かに異常に増えており、猟友会も頑張っているが、利益の出るものではない。捕った後の焼却処分の体勢が整っていない。猟友会まかせで後処理がないのではやっていけない。行政の受け入れ態勢を整えてほしい。また、そろそろワイヤーメッシュの環境評価をやるべきである。

市民の森、対馬の林業者は泣いている。私の山は島原半島なので、イノシシのみだが、いつシカがやってくるかと恐れている。シカの角で木は被害を受けて商品にならない状況らしい。何も言わない植物などの生き物は皆泣いている。わかってもらいたい。

里山の私有地は、高齢化で荒廃している。先週土日150人ぐらい集めてボランティアで整備を行ったが、トラックや器材のために20万円ぐらい要した。私有地で補助もなく、二級河川のアダプト制度のような助成制度があればと思う。現在の資金はラムネの販売の売り上げで賄っている。

戦略の見直しがインプット、アウトプットである事業の最終目的は何か。

是非、大村や諫早など地域でも開催してほしい。県の横のつながり、農林や河川土木など生物多様性に関係する各課とも交流をお願いしたい。

ヤギの放牧でイノシシが来なくなったという話がある。猟友会の有害捕獲のためにもこの方法を利用できないか。大川の河川敷にヤギを飼おうかと思っている。老人や子供たちの憩いにもなる。

校長の意向・興味で左右され、また理科の先生が少なくなっている。また、観察する河川や護岸が少なくなっていることも原因にある。鹿尾(かのお)川では土井ノ首小学校、南陽小学校、小ヶ倉小学校が総合学習をやっている。このような川が少なくなっている。アメンボの研究をやっているが、その成果を発信していかないと意味がないと思い、学会へ報告などを行っている。アメンボといっても種類は多く、プールにいるものだけではなく、植物と密接に関わっているものもあり、そのアメンボを守ることが多様な水辺の環境を守ることに繋がっていると思う。

「シーボルトが見た川作り事業」をやっている。県内の子供たちと川の生きものを確認し、看板に記載し この生きものたちを守っていきます と宣言する活動である。波佐見の緑の水を考える会が最初に始めた。去年は大村の郡川に立てた。今年は鹿尾(かのお)川で立てる予定で、住民の意識改革を図っている。調整金だよりでやっているの、県の支援もお願いしたい。

(5) 長崎県生物多様性保全戦略策定に係る意見交換会(対馬地区)

日 時：平成26年2月13日(木)13:00~14:40

場 所：対馬振興局別館第1会議室

参加者数：17名：

<主な意見>

厳原港に韓国船が止めてあって、暖房のために常にエンジンをかけたままにしているので、油が流出し、海が汚れている。比田勝港も同様。そういうことを何もせずして、生物多様性の話をしても何もならない。

エコツーリズムを実施している。登山道の荒廃が気になっている。

野鳥の生息環境に不安を感じる。

ツマアカスズメバチの被害が気になっている。ニホンミツバチの収穫量が全年の200升から今年は10升となった。

自分の周りの身近な自然が失われていっていることが気にかかる。

生物多様性について話す前に、厳原港に停泊している韓国船による油の流失を止めなくては意味が無い。保全の方法を話しても、一方ではどんどん汚染している。

シカの食害で植物が被害を受けている。そのためにも種子の保存が必要。

最近、野鳥がめっきり減っている。イノシシ対策で田畑と森との境がきれいに刈り払われており、田んぼの野鳥が身を隠す場所がなくなった。田の中の単独木までなくなっている。このような状況では野鳥はいなくなる。

イノシシの被害が深刻である。シカよりもイノシシの被害が重大である。

シカの被害が深刻である。シカの角で傷ついた木は出荷できない。しいたけの原木も被害を受けている。横の連携をとって取り組んでほしい。

外来種の持込みや持出しに対する対策をお願いしたい。法的な整備をお願いしたい。

外来種のアライグマを見たという話もある。平気で自然につがいで放したりする。また、アワビ(エゾアワビ)の養殖も在来種に影響があるのではないか。

捕ったイノシシの利用方法を検討できないか。

シカの被害状況などもっと住人に知らせなくてはならない。

対馬の自然のすばらしさも広報すべきで、自分もそれに力を注いでゆきたい。

コンクリートで固めて海・川と陸を遮断している。行政は植物や動物など自然に配慮した工法を行わなくてはならない。

最近、洞窟が危険ということで穴を塞いでいるが、コウモリにとっては、越冬のため洞窟が必要である。対馬には珍しいコウモリも多いので、人間が入れないように鉄格子にするなど工法を考えてほしい。

長崎市では、コウモリが行き来できるように、人間が入らない程度に上の方をあけて、防空壕の入口をコンクリートで塞いでいる。工事をする人が知らないだけで、生きものを保全できる工法もあるので、対応可能。

人間が工事などで自然に働きかける時、環境アセスメントなど面倒で費用を要する手続きをしなくても、そこに住んでいる人や専門家の話を聞くとか、ちょっと他に目を向けてくれれば解決できる問題がたくさんあると思う。

行政も知らないことがたくさんあるから、工事とかの際には県や市に伝えることもしなくてはならない。

行政の対応も、今は時間がないとか言って耳を傾けてくれないこともあった。

昔あった自然がなくなり、自宅の周辺にミツバチがいなくなった。特にエビネは見なくなって、自然の変化に不安を感じている。

エビネはイノシシが食べないので盗掘が原因であろう。

韓国からの旅行者が多く、靴の裏に付いた土などから外来種が持ち込まれることもある。

何か対策はないか。

先程、工事の際には、住民が行政へ意向を伝えることが必要だという話だった。美津島町ケ知での河川改修工事は 自然にやさしい 環境に配慮 というコンセプトであったにもかかわらず、水の中の生きもの必要な川の蛇行や水辺がなくなり、真っ直ぐなコンクリートで固めた川となった。これでは生きものはいなくなってしまう。工事する行政側もある程度専門的な知識を持ち、学者等の話を聞いて、工事を行うべきである。

授業で生物多様性について特別に取り入れるのではなく、各課目のカリキュラムの幅を広げて、授業を構成すれば、無理なく、生物多様性について、子供たちに伝えることは可能である。

ここ 10 年油に汚染された野鳥をよく見る。何の油かわからないが対馬沿岸で定期的に一定量見かける。油に汚染されると野鳥は死んでしまう。なぜ、このような状況になったのか。

海への不法投棄や廃棄物も気なる状況である。

(6) 長崎県生物多様性保全戦略策定に係る意見交換会(県北地区)

日 時：平成 26 年 2 月 17 日(月) 19:00 ~ 20:40

場 所：県北振興局天満庁舎 3-A 会議室

参加者数：29 名

<主な意見等>

環境影響評価条例の改正と宇久のメガソーラーの件について関心を持ち、心配している。

国指定や県指定の天然記念物の保護と活用で課題を持っている。

耕作放棄地が増えて、両生類や爬虫類、トンボなどもいなくなった。それに伴い、生態系の上位の生物もいなくなった。特に農業活動は生物多様性の保全に深く関わっているため、農業者に対してこのような機会を設けて伝えてほしい。自分たちもやってはいるが、行政が行う方が説得力がある。農業者の高齢化が進み、難しい点もあるが、生物多様性に対する啓発活動を行ってほしい。

シカの被害が鹿町、小佐々町へ広がっている。イノシシも 10 年前に入って、農業被害が始まった。シカはここ 2、3 年で確認されているので、これからどんどん広がり、五島や長崎の八郎岳のように大きな環境変化が起こる。何らかの対策をしなくてはならない。生物多様性保全に対する大きな位置づけとしてほしい。

太陽光発電について。悪いことではないが、休耕田だけでなく、自然地域(草地)に広がっている。草原などは陰になり、植物が育たずに荒廃してしまう。規模が大きくなれば、水源涵養機能も無くなり、水生生物も影響を受ける。今は規制が全くないので、由布市のように景観条例を作って抑制することも必要である。

地球温暖化防止推進員と同じように生物多様性保全の推進員を県内各地域に配置すべきである。生物多様性といっても漠然として一般に広まらない。

地球温暖化や生物多様性を考える際、我々がいかに生きていくかにつながる。長崎でのフォーラムのテーマは 食 であった。我々は、生きるために食べるが、食べるものは生きものである。つまり、生物多様性が担保されるということは、我々の食文化も多様で有益なものになるということである。そういう視点に目を向け、多種多様な生きものを享受していることを後世に伝えてゆかなくてはならない。学問的に生物の種類が何種類とかいうのではなく、いろんな生きものによって我々は支えられていることを考えて伝えていかなくてはならない。

生物多様性保全は自然環境課として緊急に取り組まなくてはならない課題なのか。もしそうであれば、鳥獣対策部門や教育関係などの横の連携も必要ではないか。それがなければ、言いつばなし、聞きつばなしで何もならない。横の連携はやっているのか。H21 年に策定

した戦略の柱と今までの経過や状況を出席した審議会の委員の方から説明してほしい。減反政策が気掛かりである。この政策が廃止されれば、耕作放棄地が増えるのではないかと考えている。農業も大型化され、大型機械が入らない中山間地や里山は、耕作しなくなると思う。そうなると農地の多面性を維持するには、農業政策だけでは無理で、生物多様性や自然をどのように守り続けるかということを考え、そのことに是非取り組んでほしい。現場としては、農業者も高齢化し、農業施策だけでは、農地は維持できない状況である。九十九島で主に13年間清掃活動と島々の調査を行ってきた。4年ぐらい前からイノシシが島へ渡り、カノコリノ球根を食べている。花は咲いているのに球根だけ掘り起こし食べているのを多く見かける。県の鳥獣被害対策の部署から柵を作る助成はあるが対策はないと言われた。

環境省の委託事業で調査したが、昔はたくさんあったハマサジがここ5年観察できていない。

西海市崎戸町のトンボ池はベッコウトンボの保存のために平成11年に造ったが、ホテイアオイがいっぱいで、トンボも少なくなり、施設は荒れ果てている。県もその状況を知って市に指導してほしい。

五島でイノシシ対策のためヤギを放牧した。南島原でも同様にヤギを放し、イノシシ対策に効果があったが、草を食べるので、畑が荒らされたい。どこの地域もイノシシで苦労している。猟友会会員も減少しており、農家の人は特に深刻な状況である。

シカについて、佐世保では、鹿町付近から北九十九島に入っている。木が被害を受け、トベラが食べられている。鹿町から小佐々に入り、小佐々の冷水岳、明星でもかなり頻繁に見られる。町に近いところでは小佐々の工業団地(黒石)付近まで来ている。将来的には県北全体に広がる。山登りをよくするが、九州地方の山は本当にシカが多い。このままでは多良岳の植物や県北の植物もなくなる。植林地の被害も大きく、シカが日本を壊すのではないかと考えている。シカの駆除に力を注がないと大変である。トリガブトも若い間は毒がないので食べる。イノシシは植物を絶滅させないがシカは植物を絶滅させる。食物連鎖で全て崩壊する。生物多様性を守るためには、慎重なシカ対策を行うべきである。もう小佐々まで来ているので、かなり危ない状況である。

アライグマは大村から諫早へ来ている。長崎市内でも場所によって見つかっている。西海市にも入っている。北海道大の教授がアライグマ専用のわなを研究中。アライグマは、イノシシやシカと違い、食べなくても生きものを殺す、毒があれば洗って食べる、頭がよく、木にも登り、手を使ってハウスにも入る。国を挙げて対策を講じるべき。このままでは、アライグマもイノシシのように全県を制覇する。専門家もイノシシ、シカ、アライグマ、ニホンザルなど対する効果的な対策を模索しているが、現状は、なかなかいい方法が見当たらない状況である。

専門家が有害捕獲のいろんな方法を言われるが、実際に捕るのは狩猟者だから、狩猟免許を持つ人を増やさないとならない。頭の中で考えるより、免許を持つ人を増やすべきである。県の職員の方も狩猟免許を取ってはどうか。

アライグマのわなを掛けているが全く掛からない。アライグマは、みかんも立ち上がって1mぐらいの高さまではちぎっていく。今年は被害が大きかった。佐世保に2~3年前に入ったものが、川棚に来たと思う。

専業農家で40年以上農業をしている。アライグマはまだ来ていないが、カラスとイノシシの被害が大きく、今も頭を悩ませている。アライグマまで来られては、対処できないので、現状として難しいとのことであるが、是非防衛策を講じてほしい。エコファーマーで農家民宿も経営している。農業は自然との対話が必要だが、経済(儲け)を先行させると、農薬や化学肥料を使うことになる。本来は、有機農業や自然農法であるべきだが、儲からない。農業はよく補助金漬けと言われるが、農地保全は大切なことであり、既に農村は高

齢化で荒廃している。多様性保全を保てる農業施策を講じるべきである。

3年前の福島原発の事故で、その夏から秋に野鳥が見られず、ウンカやハマキガのための農薬も撒かずに済んだ。事故によるセシウムが原因と思われる。専門的にはわからないが、温暖化だけではなく、全てを死滅に追い込む放射能も視野に入れてほしい。

石木川にダムができたなら大村湾にどのような影響があるかについて、3年前、調査したところ、漁業者から、大村湾に流れ込む郡川に萱瀬ダムができてから、川から湾に流れ込む流量が減って、大村湾の水質が悪化し、漁業が影響を受けたと聞いた。また、石木ダムができた場合、大村湾の影響を危惧していると聞いた。海と川の関係や大村湾の状況を知りたい。

大村湾の環境悪化は20～30年前から始まっているようだ。環境を考える時、現時点だけを見るのではなく、過去の状況を理解しなくてはならない。それによって、ダムを造った場合どうなるのかを検証していかなくてはならない。様々なNPOなどの団体が大村湾を評価しているが、なかなか科学的な評価は見えてこない。重要なことは、科学的な情報を共有すること。共有する方法を考えなくてはならない。先週の土曜日諫早市多良見町で大村湾についての情報交換会を行ったが、このような機会を増やしていかなくてはならない。今言われたことは、大村湾の一つの印象と受け止める。もう少し慎重に考えるべきである。生物多様性も温暖化も我々の生活の基盤の問題。

今話しているアライグマやシカについても、専門でない方々が科学的なデータをきちんと取得できる仕組み、共有できる仕組みを作ってそれを基にNPO活動や子供たちの生物多様性の教育に役立てていくべきで、この仕組みを作るのが県の役割だと思う。

多様性を知り、価値観を育み、それを伝えることが大切だと思う。河川環境の改善を県の河川課と行っているが、行政側の横の連携を図ってほしい。一度壊した環境を元に戻すことも必要である。工事などのハード面のことも戦略の策定計画に盛り込んでほしい。次世代を担う子供達に生物多様性を伝えるシステムをNPOとも協力して構築してほしい。地元の自然を理解して誇りに思う子供たちを育てる教育予算を確保してほしい。自然と多様性も守られていくと思う。

海的环境悪化が大変気になっている。海藻がない。磯やけの原因の解明を。生命の源である海から多様性が失われている。海に携わる者として最近の海に危機感を感じている。

海的环境悪化は干潟がなくなったこと。干潟はいろいろな生物がいるから浄化作用がある。渚の保全も同様である。一次産業の食物が豊かであるということは環境も豊かであることを、幼少期から伝える必要がある。自然観察会などで生きものの名前を教えるだけではなく、そこに住む生きものがどういう関わりで生きているのかを体に染み込ませるような教育をしなくてはならない。

幼児期に自然体験をさせて、それを一歩進んで、小学校、中学校で継続して教育していかなくてはならない。子供だからわからないのではない。体験をさせることが大切。学問的な教育ではなく、自然にふれあうことによって環境への理解や配慮する心が育っていく。

5 . 県民意識アンケートの概要と結果

生物多様性の保全や持続可能な利用等に関する課題や要望を抽出するため、一般県民、長崎県に登録する環境関連等の団体、県内企業を対象としたアンケートを実施した。

(1) 実施期間

平成 2 5 年 1 2 月 2 8 日 ~ 平成 2 6 年 1 月 3 1 日

(2) 対象者

アンケート対象者は、県民、県内企業については無作為抽出によりそれぞれ1,264人、299社を抽出し、団体は長崎県に登録する環境関連の437団体を抽出した。

(3) アンケートの内容

アンケートの設問は大きく2区分とした。

「現況における保全対象と身近な生き物について」

- ・ 設問は3問。
- ・ 県内における保全すべき（保全を望む）地域の抽出、身近な生きものの生息・生育数の変化とその要因について把握しようとするもの。

「生物多様性の保全や利用に関する取組みについて」

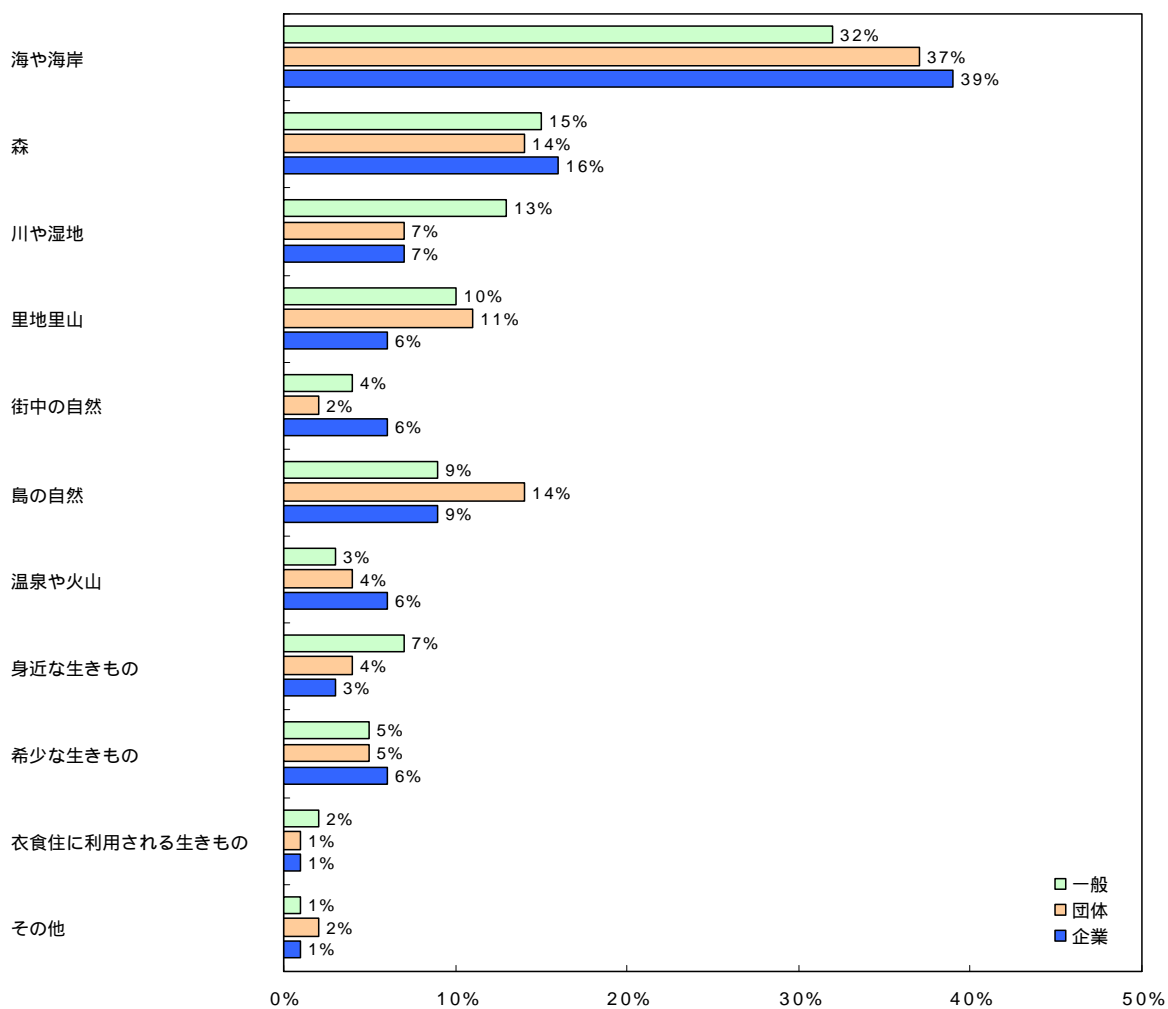
- ・ 設問は5問
- ・ 現況と将来のポテンシャル、今後の課題について把握しようとするもの。

(4) 回収状況

対象者・団体	対象数	回収数	回収率
一 般	1,264	289	22.9%
団 体	437	186	42.6%
企 業	299	110	36.8%
合 計	2,000	576	28.8%

【設問1】長崎県の自然で保全すべきものを選んでチェックしてください(2つまで)。
 また、具体的な場所や生きものなどがある場合は()内に記入してください。

	海や海岸
	森
	川や湿地
	里地里山
	街中の自然
	島の自然
	温泉や火山
	身近な生きもの
	希少な生きもの
	衣食住に利用される生きもの
	その他

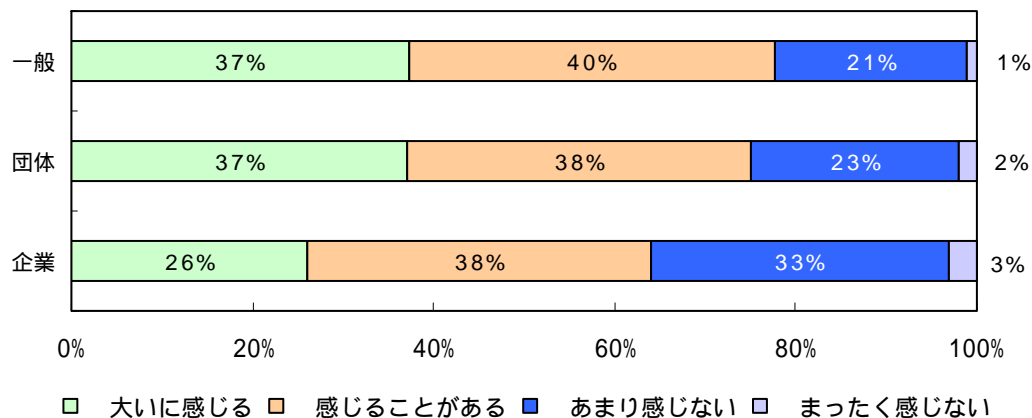


「その他」の回答

選択肢	一般	団体	企業
	大村湾、諫早湾、有明海、ウミガメ、タコ、ハマコ、シヤコ、海藻、アサリ、イセエビ	九十九島(特に倭ヶ浦半島)、西海国立公園、早岐瀬戸、大村湾(江上浦、東彼杵町海岸)、倭ヶ浦半島を含むカナカ島と沿岸、宇久島の大浜、平戸若宮海岸、海水浴場、地磯の海洋生物や資源(ウニやアヒ、サザエ)イタサコ・テフルサコを含む珊瑚、黄島のサコ群、多々良島のオサリサコ、クノミ、チヨウヨウ等熱帯魚、アゲマキ	大村湾、諫早湾、有明海、九十九島、ササリ、海藻
	多良山系、雲仙山系、虚空蔵山系、五島の山、水源地、フクロウ、キジ、メジロ、ウグイス、テン、イサナ	長崎県民の森、九千部岳一帯のヤマボウシ、国見山アサリシ林・草原、宇久島の草原、鹿町の草原、自然林、ツツヤマネコ、サシヨウウネ、野鳥	雲仙、多良山系、県民の森、市民の森、オサリサコ、昆虫
	有明川、川棚周辺、諫早干潟、郡川、神浦川、石木川、カハル、サシヨウウネ、メダカ、コイ、フナ、ウナギ、ハマズ、カニ、エビ、タニシ、ホタル、トンボ、ヤゴ	石木川(石木ダム建設予定地)、諫早湾干拓調整池、佐々川河口のカトトガニハマウ、中津良川のホタル、ウナギ、メダカ、ドジョウ、カニ	諫早湾、本明川、佐々川、農業用水路、オサシヨウウネ、カハレミ、メダカ、ウナギ、ドジョウ、フナ、ホタル
	ツツヤマネコメジロ、ウグイス、ヒシメ、ツツヤサシヨウウネ、カトトガニ、レンゲ、ゲンシヨウウネ、キヌガ、コリ	多良山系の農免道路より北部、長崎市いこいの里、東彼杵町赤木地区等の山あい、川棚町・川原(こうばる)地域、田代原牧場内のヤマキリシマ群落、倭ヶ浦半島、カコリ・ミズオハコ・メダカ・カサミサシヨウウネ、イノシシ、イサナ、タヌキ、キジ、ヤマドリ、キツネ、ホタル	金屋神社付近
	農地、花・木	雲仙温泉街一体の自然の保全	諫早市メダカ作の並木
	九十九島、五島三井楽の砂浜、ツツヤマネコ、ウナギ、カメ、アサリ	宇久・小値賀等の海岸、九十九島、国・県指定天然記念物へゴ自生地、多様な山、棚田、段畑、龍良山	上五島、対馬、九十九島、トコイ島、トビガサラなど天然記念物の保全
	鹿町温泉、普賢岳	雲仙岳、普賢岳、小浜温泉、雲仙温泉、湯ノ本温泉郷、ジバク	雲仙、小浜温泉、平成新山
	大村湾のイタコ、ササリ、カガモ、スズメ、ツバメ、ミサザイ、カハル、カサミサシヨウウネ、ヘビ、トガ、メダカ、ウナギ、アサリ、カニ、ザリガニ、タニシ、シジミ、カトトガニ、クワガタ、トンボ、セミ、チヨウ、ホタル、海藻(カヂメ)	諫早湾干拓農地排水路のメダカ、倭ヶ浦半島のスダカ、カガモ、ウマバラン、ササリ・オサシヨウウネ等、川や田んぼの生き物(魚類、トンボ等昆虫類)	鳥、ドジョウ、ウナギ、ハチ、トンボ、ホタル
	ツツヤマネコ、ツツヤサシヨウウネ、ウナギ、メダカ、カニ、アサリ	南九十九島・黒子島の干潟のドリアン・シヤガイ・ハケンシマキ、西海市崎戸町トンボ池のベッコトボシ生息地、ツツヤマネコ、メダカ、カブトカニ、タイワンツバメシジミ、ミツバチ、シジミカアオイ、シマシジミ、トラツキウ、ノサカオ	ツツヤマネコ、ツツヤメシ、カサミサシヨウウネ
	ニホミツバチ	メジロ、ウニ、サザエ、アヒ	露地びわ、魚
	諫早干拓、空気、全ての自然	段々畑や狭い農地、野焼きを行っている草原地帯(東彼杵町大野原、平戸川内峠、浜岳等)、田んぼ、海砂	全ての自然、佐世保市の花カコリ

【設問2】身近な生きものの種類や数が減ったと感じることがありますか(ただし、シカやイノシシなどの野生鳥獣を除く。)。以下の中から1つ選んでチェックしてください。

<input type="checkbox"/>	大いに感じる。
<input type="checkbox"/>	感じることもある。
<input type="checkbox"/>	あまり感じない。
<input type="checkbox"/>	まったく感じない。



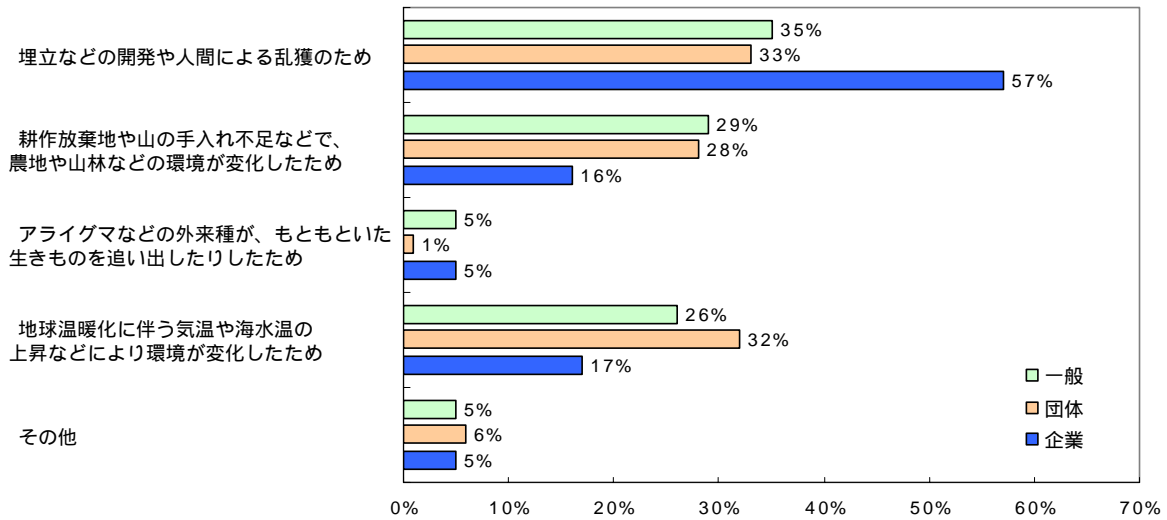
生き物が減ったことを「大いに感じる」または「感じることもある」のはいつごろからか。

(または の回答者のみ)

年	一般				団体				企業			
	1~10	11~20	21~30	30~	1~10	11~20	21~30	30~	1~10	11~20	21~30	30~
大いに感じる	32	20	15	19	29	9	9	9	7	5	9	1
感じることもある	40	20	12	6	26	13	12	6	7	9	6	5

【設問3】設問2で 又は と答えられた方にお聞きします。減少の原因は次のうち、どの影響が最も大きいと思いますか。以下の中から1つ選んでチェックしてください。

	埋立などの開発や人間による乱獲のため
	耕作放棄地や山の手入れ不足などで、農地や山林などの環境が変化したため
	アライグマなどの外来種が、もともといた生きものを追い出したりしたため
	地球温暖化に伴う気温や海水温の上昇などにより環境が変化したため
	その他

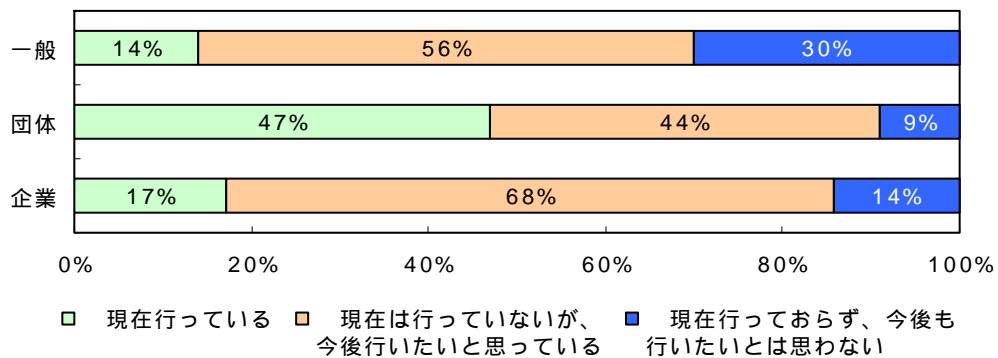


「その他」の回答

一般	団体	企業
<ul style="list-style-type: none"> 生活排水や農薬 (4) 農地の整備 (1) イシ・ソウの増加 (1) 	<ul style="list-style-type: none"> 生活排水、農薬、化学肥料 (6) 松くい虫による松の枯損 	<ul style="list-style-type: none"> 農薬 (3)

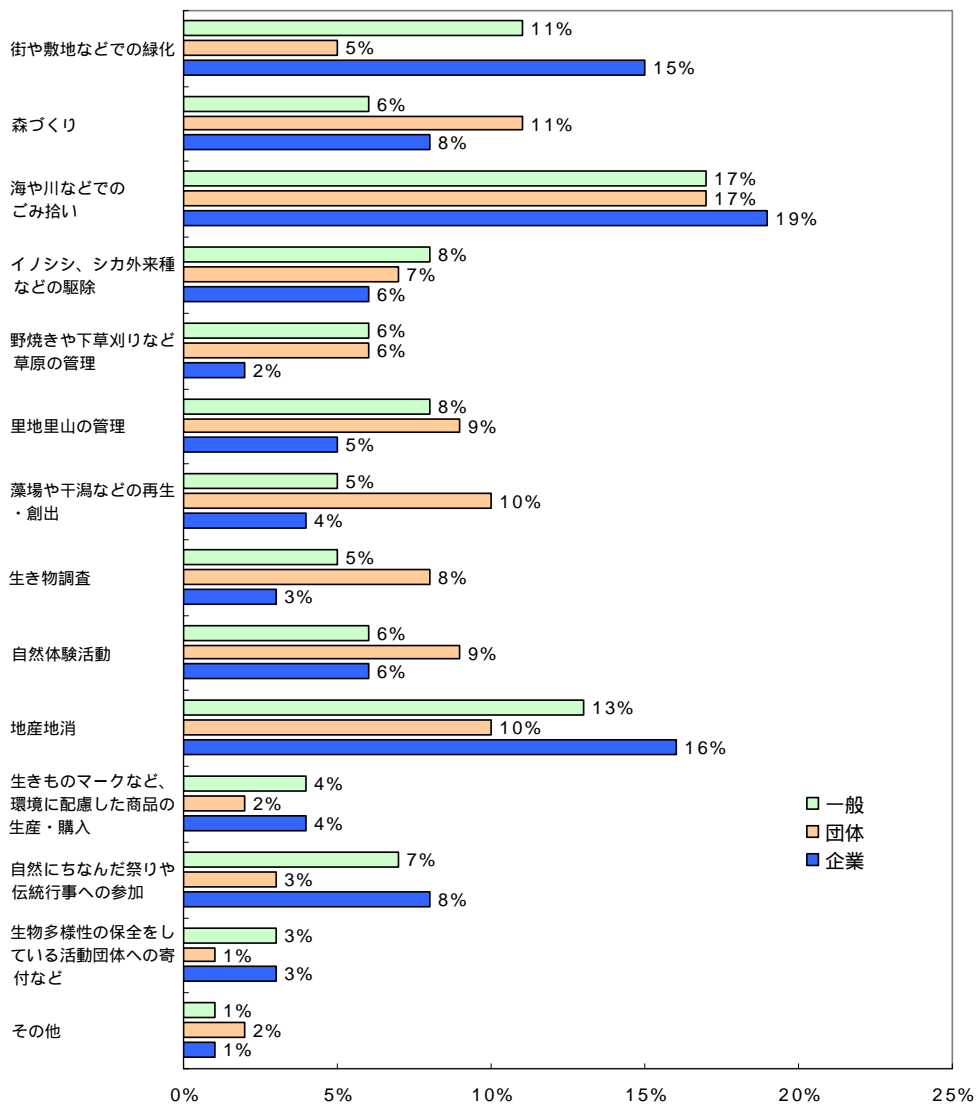
【設問4】あなたは、生物多様性の保全や利用に関する取組を行っていますか。または今後行いたいと思いますか。以下の中から1つ選んでチェックしてください。

<input type="checkbox"/>	現在行っている。
<input type="checkbox"/>	現在は行っていないが、今後行いたいと思っている。
<input type="checkbox"/>	現在行っておらず、今後も行いたいとは思わない。



【設問5】あなたが行っている生物多様性の保全や利用に関する取組、または今後行ってみたい取組すべてにチェックしてください。具体的な活動場所、地域などがあれば、()内に記入してください。

	街や敷地などでの緑化
	森づくり
	海や川などでのごみ拾い
	イノシシ、シカ、外来種などの駆除
	野焼きや下草刈りなど草原の管理
	里地里山の管理
	藻場や干潟などの再生・創出
	生きものの調査
	自然体験活動
	地産地消
	生きもののマークなど、環境に配慮した商品の生産・購入
	自然にちなんだ祭りや伝統行事への参加
	生物多様性の保全をしている活動団体への寄付など
	その他

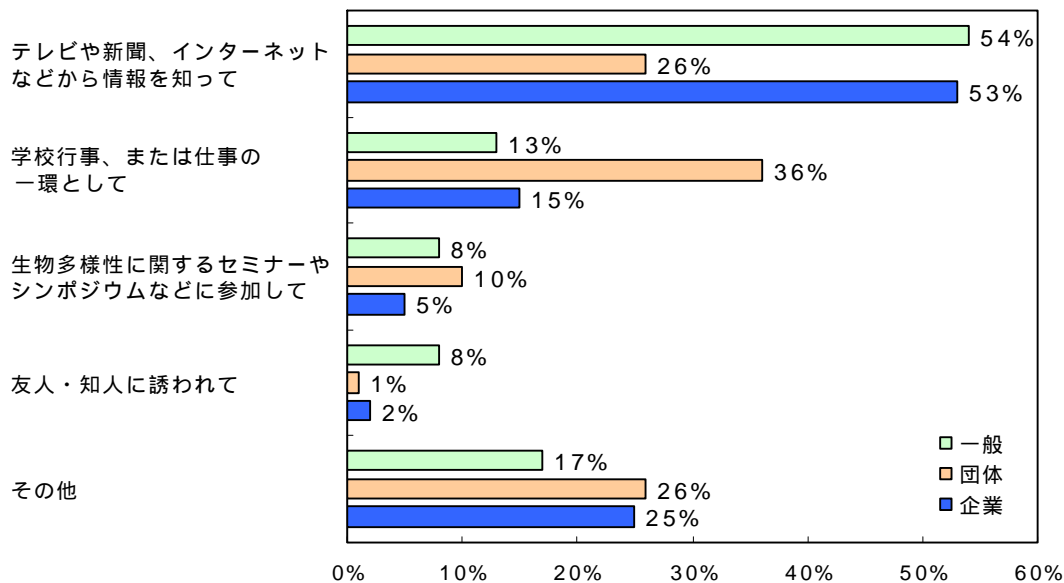


「 その他 」の回答

選択肢	一般	団体	企業
	屋上、居住地周辺、街路樹、職場、歩道、	アーケード街、新大村駅前、芝桜公園内	
	多良岳	大村城南高旧実習地、諫早市制60周年の森、島原市千本木地区、多良岳、野母崎、平戸全域	多良岳、高城台自治会区域
	大崎半島、海水浴場、五島市奈留町の海岸線、小森川、境川、南北九十九島、平戸、生月、雪浦川	大村市馬場先地区、九十九島及びその海域、佐々川上流、西海国立公園の無人島、川棚川、平戸市古江町荒崎海水浴場、牧島海岸、若菜川	大村湾岸、ハウステンボス駅の早岐瀬戸沿い
	小値賀島、対馬、平戸市鏡川町の町内（西の久保）	雲仙温泉、大村城南高旧実習地、対馬全域	
	自己所有の山の畑	川内峠、上段の野、佐志岳、大村城南高旧実習地、田代原牧場、芝桜公園内	
	市民農園として貸出し	川棚町・川原地区、外海町、大村城南高旧実習地、豆酸～尾崎山周辺、世知原町、長崎市いこいの里、西海市西海町七ツ釜鍾乳洞界限、野母崎	とりかぶと自然学校や周囲の山林や渓谷
	有明海、諫早湾、橘湾	大瀬戸町、大村湾、鷹島、福島、松浦、田手、野母崎	
	川棚川、石木川	大村城南高旧実習地、川棚町・川原地区、諏訪の池周辺、波佐見川	枕崎市 花渡川
	県民の森、市民の森、五島市奈留町、世知原少年自然の家	大村城南高旧実習地、長崎市いこいの里、諏訪の池周辺、波佐見川遊々の森（奥雲仙牧場の森）	
	佐護米・上県町・上対馬町の野菜・椎茸、五島市	大村城南高旧実習地、田手町	対馬
	田祈、願成就祭、餅つき、鬼火だき、夏祭り	温泉感謝祭、地区内の中山間地事業	棚田祭り
		九十九島の会へ寄付	
	オリーブの普及活動（休耕地やみかん代替地への植樹）、みそ作り、土作り	マダコ産卵ツボ投入、イカ産卵柴投入などの増殖環境保護活動、環境保全型農業の取組み、農薬不要の農産物作りと普及、耕作放棄地の再生、諫早湾干拓地内でのグローバル GAP への取組み	

【設問6】問4で 又は と答えられた方にお聞きします。生物多様性に関する取組を行っている、または行いたいと思ったきっかけは何でしょうか。以下の中から1つ選んでチェックしてください。

	テレビや新聞、インターネットなどから情報を知って
	学校行事、または仕事の一環として
	生物多様性に関するセミナーやシンポジウムなどに参加して
	友人・知人に誘われて
	その他

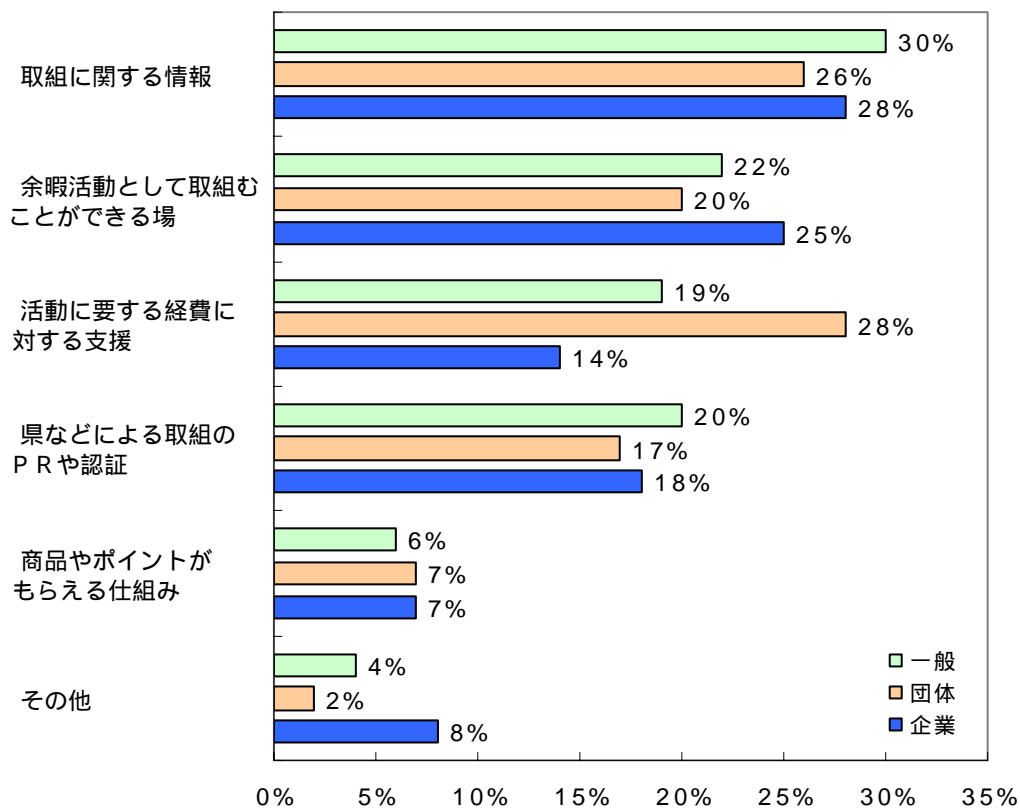


「その他」の回答

一般	団体	企業
	興味、NPO（組合）活動、危機感、理念、アンケートに回答して	自発的活動（ボランティア）、自主学习、愛護精神、アンケートに回答して

【設問7】もっと多くの人が生物多様性の保全や利用の取組に参加するためには、何か必要だと考えますか。あてはまるものすべてにチェックを入れてください。

	取組に関する情報
	余暇活動として取り組むことができる場
	活動に要する経費に対する支援
	県などによる取組のPRや認証
	商品やポイントがもらえる仕組み
	その他

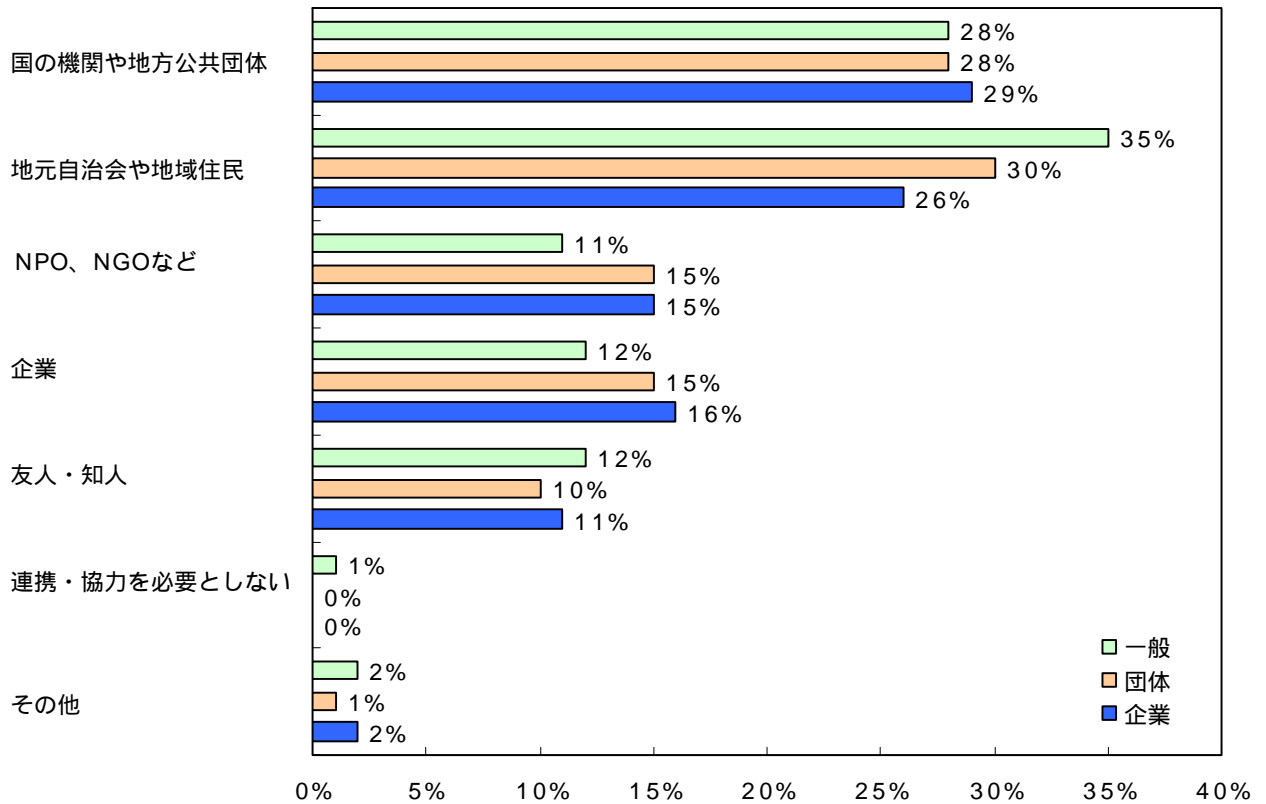


「その他」の回答

一般	団体	企業
より良いPR方法、自主性、活動組織、危機のアピール、規則・取り締まり、教育、県内各地の取組状況の公開又は広告、世代間のランダムな交流による過去・現在の自然状態の観察・把握、仲間意識、故郷に誇りを持つ(郷土の宝がなにか気づくこと)	学校教育・行事へのカリキュラム組込み、自然や環境に関する教育、自然マイスターの育成、楽しみをもって気軽に参加できる分かりやすい仕組み、取組に関する情報の発信と周知自然の仕組みについての調査・研究	学校教育、取組企業への県からの表彰・認定

【設問 8】生物多様性に関する取組を行うにあたって、どのような関係者と連携・協力したいと考えますか。あてはまるものすべてにチェックを入れてください。

<input type="checkbox"/>	国の機関や地方公共団体
<input type="checkbox"/>	地元自治会や地域住民
<input type="checkbox"/>	NPO、NGOなど
<input type="checkbox"/>	企業
<input type="checkbox"/>	友人・知人
<input type="checkbox"/>	連携・協力を必要としない
<input type="checkbox"/>	その他



「その他」の回答

一般	団体	企業
教育機関、学校、集落の婦人、そこに住むすべての人、農・林・漁業等従事者、農協	学校、農協	意識を持った人、小学校(PTA)や子供会、取組みたいと希望する方々

6 . 生物多様性フォーラムの概要

県民に生物多様性について分かりやすく伝えることを目的に、県下 5 地域でゲストスピーカーを招いた地域フォーラムを開催した。概要は以下のとおり。

【対馬会場】

日時：平成 26 年 1 月 18 日（土）13：30～15：30

場所：対馬市交流センター（対馬市巖原町今屋敷 661）

参加者数：70 名

（次第）

13：00 開 場

13：30 開 会

主催者挨拶

来賓挨拶（対馬市長 財部 能成 様）

13：40 講 演

テーマ：「日本の離島は宝島～多種多様な島々～」

講演者：鯨本 あつこ 氏（離島経済新聞編集長）

14：15 休 憩（10分）

14：25 パネルディスカッション

テーマ：「対馬の自然はアジアの宝」

コーディネーター：松尾 公則 氏（長崎女子短期大学非常勤講師）

パネリスト（五十音順）

鯨本 あつこ 氏（離島経済新聞編集長）

國分 英俊 氏（対馬の自然と文化を守る会事務局長）

細井 尉佐義 氏（漁師、（一社）MIT 代表理事）

松野 由起子 氏（対馬島おこし協働隊 島デザイナー）

【長崎会場】

日時：平成 26 年 1 月 26 日（日）13：30～16：00

場所：長崎ワシントンホテル（長崎市新地町 9 - 1）

参加者数：86 名

（次第）

13：00 開 場

13：30 開 会

主催者挨拶

13：35 講 演

テーマ：「ウナギから考える生物多様性」

講演者：井田 徹治 氏（共同通信社 編集委員）

14：00 講 演

テーマ：「食は命なり～先人の知恵に学びたい～」

講演者：脇山 順子 氏（料理研究家）

14：30 休 憩（10分）

14：40 パネルディスカッション

テーマ：「生きものから考えるながさきの暮らし」

コーディネーター：松岡 敷充 氏（長崎大学大学院東シナ海環境資源研究センター教授）

パネリスト（五十音順）

井田 徹治 氏（共同通信社 編集委員）

岸川 康幸 氏（（一社）長崎魚市場協会 事務局長）

楠田 幸雄 氏（長崎ペンギン水族館 館長）

脇山 順子 氏（料理研究家）

16：00 閉 会

【壱岐会場】

日時：平成26年2月1日（土）13：30～15：30

場所：壱岐市立一支國博物館（壱岐市芦辺町深江鶴亀触 515-1）

参加者数： 63名

（次第）

13：00 開 場

13：30 開 会

主催者挨拶（長崎県自然環境課長）

13：35 講 演

テーマ：「壱岐の植物と自然、その現状」

講演者：中西 弘樹 氏（長崎大学名誉教授）

13：55 講 演

テーマ：「世界最北限のサンゴ礁とサンゴ群集」

講演者：杉原 薫 氏（国立環境研究所 特別研究員）

14：20 休 憩（10分）

14：30 パネルディスカッション

テーマ：「壱岐の自然と営みの歴史」

コーディネーター：須藤 正人 氏（壱岐市立一支國博物館 館長）

パネリスト（五十音順）

合口 香菜 氏（壱岐市地域おこし協力隊 海女さん後継者）

杉原 薫 氏（国立環境研究所 特別研究員）

中西 弘樹 氏（長崎大学名誉教授）

山内 賢明 氏（玄海酒造株式会社 取締役会長）

15：30 閉 会

【佐世保会場】

日時：平成26年2月8日（土）13：30～15：45

場所：西海国立公園九十九島ビジターセンター（佐世保市鹿子前町 1055）

西海国立公園九十九島水族館（海きらら）

参加者数： 59名

（次第）

13：00 開 場

13：30 開 会

主催者挨拶（長崎県自然環境課長）

13：35 講 演

テーマ：「生き物とトゥギャザーしよう！」

講演者：ルー大柴 氏（タレント、地球生きもの応援団、生物多様性リーダー）

14：15 休 憩（10分）

14：25 水族館ツアー

川久保 晶博 氏（西海国立公園九十九島水族館館長）他

15：45 閉 会

【五島会場】

日時：平成26年2月22日（日）13：30～15：30

場所：福江総合福祉保健センター（五島市三尾野 1 - 7 - 1）

参加者数：41人

（次第）

13：00 開 場

13：30 開 会

主催者挨拶（長崎県自然環境課長）

13：35 講 演

テーマ：「生物多様性と五島」

講演者：阪倉 良孝 氏（長崎大学水産学部教授）

14：20 休 憩（10分）

14：30 パネルディスカッション

テーマ：「東シナ海の宝島、五島の魅力」

コーディネーター：阪倉 良孝 氏（長崎大学水産学部教授）

パネリスト（五十音順）

小野 敬 氏（くらしの学校「えん」代表）

門原 淳一 氏（エコツアー五島楽也）

木口 利光 氏（五島市議会議員）

廣山 長一 氏（大浜・増田漁業集落代表）

15：30 閉 会

7. ながさき いきもの自然百景

長崎県生物多様性保全戦略の見直しと並行して、県民方々に生物多様性に関する関心を高めていただき、本県の豊かな自然環境を保全し、その魅力を県内外に広くPRし、多くの県民がより一層愛着をもって自然にふれあえる機会が増えるよう、県内の特に優れた風景や代表する植物を「ながさき いきもの自然百景」として選定した。

1. 募集方法及び応募状況

平成25年11月から平成26年1月末までの3ヶ月間、新聞や県ホームページ等を通じて募集。応募総数は、371件。

2. 選定方法

「地域振興」「観光」「生物」の専門家による委員会を設置開催し、百景を選定した。

3. 選定結果

区域	市町名	ながさき いきもの自然百景選定地	区域	市町名	ながさき いきもの自然百景選定地	
長崎	長崎市	夫婦岩	西彼	西海市	南串島一帯の干潟	
		脇岬のビーチロック			西海橋の渦潮・伊ノ浦瀬戸の渦潮	
		高浜海水浴場			七釜鐘乳洞	
		樺島の白戸の穴			伊佐ノ浦川	
		岩屋山(岩屋神社)	サキシマフヨウ	東彼杵町	大野原草原	
		長崎市北浦町の恐竜化石群	千綿深(龍頭泉)			
		黒崎永田湿地自然公園	川棚町		虚空蔵山	
		深堀善長谷教会と一体となった海と高島の景観	大中尾棚田	波佐見町	鬼木の棚田	
		樺島	島原半島	雲仙市	佐世保市	九十九島
		雲仙地獄				早岐瀬戸・針尾瀬戸
		普賢岳				大浜(宇久)
原生沼	潜竜ヶ滝					
平成新山	御橋観音					
妙見岳の霧氷	国見山のアカガシ林					
仁田峠のミヤマキリシマ	佐々町	シロウオ漁				
九千部岳とヤマボウシ群落		小値賀町				野崎島
雲仙市神代向町の松の防風林	島原市	有明町の大クス				小値賀の姫の松原
千本木の眉山道路沿いのシマバライチゴの生息地	南島原市	早崎海岸				平戸市
有明町の大クス		岩戸山	阿値賀島			
早崎海岸		鮎帰りの滝	志々伎山			
岩戸山		白木野棚田	礫岩			
県央	諫早市	修多羅の森(モミ林)	松浦市	川内峠		
		轟峡		イロ八島		
		唐比湿地		土谷棚田		
		天祐寺のイチヨウの大木の黄葉		五島	鍛瀬溶岩海岸	
		富川渓谷			大瀬崎	
		多良山系のツクシヤクナゲ			高浜	
		多良山系オオキツネノカミソリ			頼泊	
		大村市			玖島崎	男女群島
	大村湾白島		鬼岳			
	黒木渓谷		玉之浦のアコウ			
	郡川河口のデルタ		権現山樹叢			
	萱瀬スギ(大名杉)		久賀島のツバキ群落			
	狸ノ尾のイチイガシ原生林		五島のハマジンチョウ			
	大村湾のスナメリ		多々良島の造礁サンゴ群落			
	新上五島町		キリシタン洞窟	赤ダキ		
			矢堅目	奈良尾のアコウ		
		奈良尾のアコウ				

区域	市町名	ながさき いきもの自然百景選定地
舌岐	舌岐市	辰ノ島
		大浜海岸
		湯ノ本湾のサンゴ群落
		半城湾の桜
		八幡半島の海浜植生
対馬	対馬市	浅茅湾
		網代の漣痕
		龍良山原生林
		洲藻白嶽原生林
		豊玉の和多都美神社の社叢
		鱧浦地区のヒトツバタゴ
		琴の大銀杏
		浅茅湾沿岸のゲンカイツツジ
		ツシマヤマネコ
		アキマドボタル
		ツシマウラボシシジミ
		ハクウンキスゲ
		ツシマサンショウウオ
全域	全域	カラスバト
		カブトガニ
		カノコユリ
		ハマボウ



九十九島



多良山系オオキツネノカミソリ



ツシマヤマネコ

国の自然環境に関する動き			自然環境の変化と調査			自然環境の保全制度			自然環境の保全(保護地域の指定)			野生動植物の保護増殖			普及啓発			自然とのふれあい施設の整備			県、市町村の取り組み			民間の取り組み				
年	月		年	月		年	月		年	月		年	月		年	月		年	月		年	月		年	月			
						S33	7	「長崎県立自然公園条例」制定																				
S35		IUCNがRDB発行(哺乳類)													S34		県営国民宿舎「有隣荘」落成											
														S36	4	「奈良尾のアコウ」が天然記念物に指定(国指定)												
														S37	1	「北松県立公園」指定												
S41		自然公園指導員制度発足																								S40	11	「雲仙を美しくする会」設立
									S41	1	伊之浦針尾県立公園の指定を解除し、「大村湾県立公園」を指定	S41		「ツシマヤマメコ」が天然記念物に指定(県指定)														
									S41	1	「西彼杵半島県立公園」指定																	
									S41	1	自然景勝地「お橋観音地区」指定																	
														S42	2	「辰の島海浜植物群落」が天然記念物に指定(国指定)												
S45	5	「自然公園法」改正(海中公園地区制度創設)																										
									S43	7	「香岐対馬国定公園」指定																	
									S43	7	北松県立公園の一部を「玄海国定公園」へ編入																	
														S44	8	「男女群島」が天然記念物に指定(国指定)												
									S45	1	「島原半島県立公園」指定																	
														S46	3	公有地化事業(平戸・礫岩)										S46		「長崎県生物学会」設立
									S46	5	北松県立公園を拡大																	
														S46	5	「ツシマヤマメコ」「カラスバト」が天然記念物に指定(国指定)												
														S46	6	「ツシマテン」が天然記念物に指定(国指定)												
S46	7	環境庁設置																										
S47		「各種公共事業に係る環境保全対策について」閣議了解(アセス制度の導入)				S47	4	「長崎県自然保護条例」の施行																		S47	4	県自然保護課の設置
									S47	4	「県自然保護基金条例」の施行(基金創設、H7までに16箇所の用地取得)																	
S47	6	「自然環境保全法」公布																										
									S47	10	「西海国立公園」内に海中公園指定(福江、若松)															S47	10	「雲仙国民休暇村」整備着手
									S48	1	「自然景観保護地区」の指定(高梨斗観音山、他14箇所)															S48		「松浦市環境保全条例」公布(H18.1新条例へ移行)
																										S48	3	県土地利用対策要綱制定
						S48	4	自然環境保全基礎調査(第1回)																				
						S48	7	長崎県自然環境保全条例公布(長崎県自然環境保全審議会発足)																		S48	7	「大崎半島国民休暇村」整備開始(川棚町)
														S48	8	「自然探勝の集い」(雲仙)開催												
S48	11	「自然環境保全基本方針」策定							S48	11	「男女群島鳥獣保護区」指定(国指定)																	
														S49		国立公園「雲仙」指定40周年記念式典の開催												
														S49	3	「自然公園指導員」設置要綱施行(5月に委嘱)												
S49	6	「自然保護憲章」決定																										
S49	6	「国土利用計画法」制定																										
																										S49	10	「雲仙国民休暇村」オープン
														S50		「木坂野鳥の森」開設												

国の自然環境に関する動き			自然環境の変化と調査			自然環境の保全制度			自然環境の保全(保護地域の指定)			野生動植物の保護増殖			普及啓発			自然とのふれあい施設の整備			県、市町村の取り組み			民間の取り組み					
年	月		年	月		年	月		年	月		年	月		年	月		年	月		年	月		年	月		年	月	
						H14	5	「長崎県希少野生動植物の保護に関する基本方針」策定							H14	5	自然保護課HP「長崎の自然」公開				H14	5	「佐世保市レッドリスト」公表						
						H14	11	県立自然公園内風力発電取扱基準策定							H14	11	豊かな海づくり大会(佐世保)				H14	12	佐世保市RDB作成						
									H14	12	ツシマヤマネコの亜成獣が美津島町で21年ぶりに保護							H14	12	佐世保市RDB作成									
			H15		九十九島調査										H15		自然公園指導者育成講座(～20)	H15		唐比いきものふれあいの里整備(～16)				H15		九十九島の会が、セブン-イレブンの助成を受け九十九島での美化清掃、自然や歴史の調査・研修会を実施			
H15	1	「自然再生推進法」施行																			H15	3	「ながよ町の自然」発行						
H15	4	「自然公園法」改正(風景地保護協定、等)施行																											
H15	6	「カルタヘナ法」公布(H16.2施行)																											
H15	7	「環境教育法」公布																											
																								H15	8	「させほの川(遊ぼう・知ろう・学ぼう)」発行(ふるさと自然の会)			
			H16		スナメリ調査	H16		大村湾環境保全・活性化行動計画(～20)							H16		国立公園「雲仙」指定70周年記念	H16		九十九島のダイヤモンド事業(～24)				H16		「NPO法人ノモッチ」設立			
			H16		大村湾調査(～17)																								
			H16		長崎県の野の花百選選定																								
												H16	3	ツシマヤマネコ一般公開開始(福岡市動物園)															
												H16	3	天然記念物「ツシマジカ生息地」の指定を解除															
2002年			H16	6	「外来生物法」公布																								
			H16	6	「景観法」公布																								
																		H16	7	「雲仙お山の情報館」開館									
												H16	8	「ツシマヤマネコ再導入基本構想」発表(環境省)	H16	8	市民シンポジウム「対馬もヤマネコも」初開催(主催:環境省、県、対馬市)(対馬市)												
												H16	10	ツシマヤマネコ福岡市動物園飼育下繁殖個体が対馬へ初の里帰り															
						H16	12	「諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」策定(～19)													H16	12	「長崎県環境基本計画」改訂						
						H16	12	「長崎県環境基本計画」改訂																					
			H17		湿原性RDB種保全活用事業																								
																								H17	2	「長崎県の両生・爬虫類」発行(松尾公則)			
			H17	3	「移入種(ほ乳類)生息状況等調査報告」(アライグマ)										H17	3	「花 誘う ながさき」発行				H17	3	「諫早市環境保全条例」施行						
															H17	3	ビデオ「耳をすまして～ツシマヤマネコとともに暮らすために～」作成				H17	3	「対馬自然資源活用戦略」提言						
																					H17	4	「佐世保市環境基本条例」施行	H17	4	「NPO法人 農業サークル」発足			
															H17	5	西海国立公園50周年記念式典(アルカス佐世保)												
															H17	8	自然公園大会開催(西海国立公園)												
												H17	9	「ツシマヤマネコ第3次生息状況調査」結果発表(環境省、推定生息数80-110頭)															
															H17	10	環境フェスタinハウステンボス(スナメリフェア2005)開催				H17	10	「雲仙市環境保全条例」施行						
																								H17	11	「佐世保地区エコツーリズム推進協議会」発足			
																					H17	12	県環境影響評価条例の対象事業に風力発電を追加						

	国の自然環境に関する動き		自然環境の変化と調査		自然環境の保全制度		自然環境の保全(保護地域の指定)		野生動植物の保護増殖		普及啓発		自然とのふれあい施設の整備		県、市町村の取り組み		民間の取り組み			
	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月		
2013年)																		H25 12	「田ノ浜ツシマヤマネコ共生農業実行委員会」が環境省自然環境局長賞、「佐護ヤマネコ稲作研究会」が九州農政局長賞を受賞	
												H26		生物多様性フォーラム(県下5地域)						
												H26 3		「ながさき いきもの自然百景」の選定						
				H26 4						H26 4				ツシマヤマネコ飼育下繁殖に成功(福岡市動物園にて2頭誕生)						
		H26 5									H26 5			ツシマヤマネコ飼育下繁殖に成功(九十九島動物園にて2頭誕生)						
											H26 8			H26 8						国立公園「雲仙」指定80周年記念 島原半島世界ジオパーク認定5周年記念
		H26 10																		名古屋議定書の発効

9 . 用語解説

用語	解説
あ行	
I P C C	国連気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）の略。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和の方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として設立された組織。
生きものマークの取り組み	生物多様性に配慮した農林水産業の実践や農林水産物等を活用しての情報発信や環境教育の取り組み。
遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ均衡な配分（ABS）	遺伝資源を持ち出す際のルールと、利益を公正かつ衡平に配分するための仕組み。Access and Benefit-Sharingの略。ABSに関する国際的な取り決めとなる名古屋議定書が平成26年10月に発効。
WEB県政アンケート	モニター登録者の協力を得、WEB上で県政に関するアンケートの回答を依頼し、結果を取りまとめるシステム。
エコツーリズム	自然や人文環境を損なわない範囲で、自然観察や先住民の生活や歴史を学ぶ、新しいスタイルの観光形態。平成20年4月施行のエコツーリズム推進法では、「エコツーリズムを観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動」と定義されている。
エコラベル	環境保全に役立つ商品にマークをつけて国民に推奨する制度（エコラベリング制度）で用いられるマーク、ラベル。
オイルボール	豆粒大から30cm前後の動植物油等を主成分とする白色～灰褐色の固形物のこと。
か行	
海洋酸性化	表面海水に二酸化炭素が多く溶け込み、海洋のpHが長年にわたって低下する現象のこと。
外来生物	国外や国内の他地域からある地域に人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の自然分布域を越えて生息又は生育することとなる生物。
カバークロープ	土壌侵食の防止や有機物の供給などを目的として、主作物の休閑期や栽培時の畦間、休耕地、畦畔などに栽培される作物。
環境アドバイザー	長崎県が実施する環境保全活動推進事業の一環として、地域で開催される研修会・学習会等へ派遣される学識経験者や実践活動家。
環境影響評価（環境アセスメント）	開発の内容を決めるにあたって、それが環境にどのような影響を及ぼすかを、あらかじめ事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度。
環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。
環境マネジメントシステム	事業者・団体等が、その活動の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための体制・手続き等の仕組み。
希少野生動植物種	長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づき指定された、県内に生息生育する絶滅のおそれのある野生動植物種のこと。
希少野生動植物種保存地域	希少野生動植物種の保存のため、長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づき指定された地域。同地域では、捕獲、採取等が規制される。

(県庁)EMS	平成21年から運用を開始した長崎県庁内での独自の環境マネジメントシステム。ISO14001の基本的な考え方を踏まえ、より効率的で自律性を高めたものとしている。
光化学オキシダント	大気中の窒素酸化物と炭化水素が強い紫外線によって光化学反応をおこして生成されるオゾン(O ₃)、アルデヒド(RCHO)、PAN(パーオキシアセチルナイトレート)等の酸化力の強い物質の総称。
公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他の水域やこれらの水域に接続する公共溝渠、かんがい用水路等。
黄砂	中国大陸の乾燥地帯(ゴビ砂漠など)や黄土高原などから、大量の微細な砂じんが風によって吹き上げられ、上空の偏西風に乗って遠距離を運ばれたのちに沈降し、あたり一面に黄色っぽい砂ぼこりが降り積もる現象。
耕作放棄地	農林業センサスにおいて「以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地」と定義されている統計上の用語。
国内希少野生動植物種	日本に生息・生育し、何らかの影響により絶滅のおそれが高まっている種で、その保護を図るため「種の保存法」に基づいて指定された種(亜種または変種を含む)。
固有種	特定の限られた地域だけに生育あるいは生息する植物または動物の種。
さ行	
再生可能エネルギー	太陽光や風力、地熱といった自然界に存在するエネルギーで、利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー。
世界ジオパーク	ジオパークとは、科学的に特別に貴重な地質遺産を複数含む一種の自然公園で、ユネスコの支援により2004年に設立された世界ジオパークネットワークの審査を受け、同ネットワークへの加盟資格の認定を受けた地域。
里海	沿岸域のうち、昔から人が豊かな海の恵みを利用しながら生活している、里地里山と同様に人のくらしと強いつながりのある地域。
里地里山	奥山自然地域と都市地域の間位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念。
酸性雨	工場などでの化石燃料の燃焼や火山活動などにより発生する硫黄酸化物(SO _x)や窒素酸化物(NO _x)、塩化水素(HCl)などが大気中の水や酸素と反応することによって、硫酸や硝酸、塩酸などの強酸が生じ、雨が通常より強い酸性となる現象。狭義にはpH5.6以下の酸性の雨を指す。
JGAP	農業の生産過程で食の安全や環境保全に取り組む農場や団体の管理に対して、審査基準のもと与えられる認証。
ジオツーリズム	地形や地質、地学や地理学の視点で、地球の普遍的な価値を満喫しながら楽しむ旅。
自然環境保全地域	優れた自然環境を将来に渡って継承することを目的に自然環境保全法や条例に基づき指定された地域。
自然公園	優れた自然の風景地を保護するとともに、その自然とのふれあいの推進と生物多様性の確保を目的に指定された地域で、優れた自然のレベルごとに国立公園、国定公園、県立自然公園として指定されている。
食物連鎖	生物群集にみられる“食う、食われる、分解する”といった種間関係をあらわす概念。
薪炭林	薪および木炭の原料となる木材の生産を目的とする森林。
森林認証制度	適正に管理された森林から産出した木材などに認証マークを付すことによって、森林の保護を図ろうとする制度。

生物多様性基本法	生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的とした法律。
生物多様性条約	生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を実現することを目的として、1992年5月につくられた国際条約。
生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）	多様な生き物や生息環境を守り、その恵みを将来にわたって利用するための国際条約「生物多様性条約」を結んだ締約国が集まる会議。2010年10月に愛知県名古屋市で開催され、10回目の締約国会議に当たることから、COP10とも呼ばれる。
絶滅危惧種	1) 現在知られているすべての個体群で、個体数が著しく減少している種 2) 現在知られている全ての生息地で、生息条件が著しく悪化している種 3) 再生産能力を上回るほど捕獲、採取されている種 4) ほとんどの分布域で交雑可能な別種・別亜種が侵入しており、種としての純粋性が失われつつある種 5) 過去（30～50年）に生息の記録があるが、その後すべき調査が行われていないため、絶滅したかどうか判断しにくい種などの絶滅のおそれが高い野生の動植物種。
た行	
地史的要因	生物の分布を左右する要因の1つで、陸移動や山の隆起、氷河期と間氷期の到来等が含まれる。
中山間地域	平野の外縁部から山間地を指す。山地の多い日本では、このような中山間地域が国土面積の73%を占めるといわれている。
鳥獣保護区	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定される、鳥獣の保護のために必要な区域。環境大臣が指定する「国指定鳥獣保護区」と、都道府県知事が指定する「県指定鳥獣保護区」の2種類がある。
冬期湛水	稲刈りが終わった水田に冬期も水を張る技術。たん水による抑草効果の他、水鳥の生息環境の提供等を通じ、地域の生態系の保全等にも効果がある。
特定外来生物	明治時代以降に日本に入り込んだ外来生物の中で、農林水産業、人の生命・身体、生態系へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から、外来生物法に基づき指定された生物。
な行	
長崎県環境影響評価条例	定められた基準以上の大規模事業について、環境影響評価及び事後調査が適切に行われるための手続その他事項を定め、その事業に係る環境配慮を確保し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的に設けられた条例。
長崎県版GAP	全国に先駆けて長崎県が設けた、農業の生産過程で食の安全や環境保全に取り組む農場や団体の管理に対して与える認証。
二次的自然	人が手を加えることで管理・維持されてきた自然環境。里地里山を構成する水田やため池、雑木林、また、採草地や放牧地などの草原などをいう。
二次林	自然林が伐採された後、自然に再生した林。
ネオニコチノイド系	クロロニコチル系殺虫剤の総称で、一般の園芸用や農業用の農薬、シロアリ駆除等広く使用されている。
は行	
バイオマス資源	再生可能資源である生物由来の資源で、化石燃料を除くもの。
PM2.5	大気中に含まれる2.5µm（1µmは1mmの千分の1）以下の小さな粒子のことで、微小粒子状物質と呼ばれている。

ヒートアイランド（現象）	都市の気温が郊外よりも高くなる現象。
貧酸素水塊	閉鎖系水域で、魚介類が生存できないくらいに溶存酸素濃度が低下した水の塊。
物質循環	生態系の中で物質が物理的、化学的性質を変えながら循環すること。
分布限界	地形、土壌、気候などの環境条件、他の生物との関係、地史的な経緯などによって、ある生物の分布が地理的な限界を示している場所。
放射性物質	放射能を持つ物質の総称でありアルファ線・ベータ線・ガンマ線などの放射線を放出する。
ま行	
マリンエコラベル（MEL）	漁業の持続性（資源管理と生態系への影響の配慮）を認証するためのラベル。
木質バイオマス	再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）のなかで、木材からなるバイオマスのこと。
や行	
要注意外来生物	外来生物法の規制対象となる外来生物ではないが、生態系に悪影響を及ぼすおそれがあることから、利用に関わる個人や事業者等に対し、適切な取扱いについて理解と協力を依頼している外来生物。
ら行	
レッドリスト	絶滅のおそれのある野生生物種のリストで、「絶滅危惧 類」、「絶滅危惧 類」などのカテゴリーにランク分けされている。全国的な観点から環境省が作成しているほか、都道府県も各々の区域に生息・生育する種についてのレッドリストを作成している。